

第2編 地震災害対策計画

目 次

第1章 災害応急対策計画

第1節 活動態勢	1
第1 市職員の動員・配備	1
第2 市災害対策本部	3
第3 防災関係機関の活動体制	6
第2節 通信運用	7
第1 通信手段の確保	7
第2 放送等の要請	8
第3 通信事業者等の応急措置	8
第4 郵便業務の応急措置	8
第3節 情報の収集・伝達・広報等	10
第1 地震情報等の伝達	10
第2 被害状況等の収集・伝達	11
第3 広報活動	14
第4 問い合わせ・相談等の対応	15
第5 罹災証明、被災者台帳の作成等	17
第4節 応援協力・派遣要請	19
第1 応援協力	19
第2 自衛隊の災害派遣	20
第3 災害ボランティアの受入れ	22
第5節 救出・救助対策	23
第1 救出・救助活動	23
第2 防災ヘリコプターの活用	23
第6節 消防活動・危険性物質対策	25
第1 消防活動	25
第2 危険物施設対策	27
第3 毒物劇物取扱施設対策	28
第7節 医療救護・防疫・保健衛生対策	29
第1 医療救護	29
第2 防疫・保健衛生	31
第8節 地域安全・交通対策・緊急輸送対策	33
第1 地域安全対策	33
第2 交通対策	34
第3 緊急輸送道路等の確保	36
第4 緊急輸送	37
第5 燃料の確保	37

第9節 浸水等二次災害対策	38
第1 浸水対策	38
第2 土砂災害対策	38
第10節 避難者・帰宅困難者対策	39
第1 避難勧告等	39
第2 避難所の開設等	41
第3 在宅避難者の支援	43
第4 要配慮者の支援	43
第5 帰宅困難者対策	45
第11節 水・食料・生活必需品等の供給	46
第1 給水	46
第2 食料の供給	47
第3 生活必需品の供給	48
第4 救援物資等の募集・受入れ	49
第12節 環境汚染防止・廃棄物処理対策	50
第1 環境汚染防止対策	50
第2 廃棄物処理	50
第13節 遺体の取扱い	53
第1 遺体の搜索	53
第2 遺体の処理	53
第3 遺体の埋火葬	54
第14節 交通施設の応急対策	55
第1 道路施設対策	55
第2 鉄道施設対策	55
第15節 ライフライン施設の応急対策	56
第1 電力施設対策	56
第2 ガス施設対策	56
第3 上水道対策	57
第4 下水道・農村集落家庭排水施設対策	57
第16節 住宅対策	58
第1 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	58
第2 被災住宅等の調査	58
第3 貸住宅等への一時入居	59
第4 応急仮設住宅の建設	59
第5 被災住宅の応急修理	60
第6 住居障害物の除去	60
第17節 応急教育・応急保育	61
第1 園児・児童の安全確保	61
第2 応急教育	61
第3 学用品等の支給	62
第4 応急保育	62

第2章 東海地震に関する事前対策	
第1節 総則	63
第1 東海地震に関する事前対策の意義	63
第2 東海地震に関する情報	63
第2節 地震災害警戒本部の設置等	65
第1 地震災害警戒本部の設置等	65
第2 警戒宣言等の伝達等	66
第3 警戒宣言発令時等の広報	67
第4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	68
第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	69
第1 食料、医薬品、住宅等の確保	69
第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	69
第4節 発災に備えた直前対策	72
第1 避難対策等	72
第2 消防・浸水等対策	74
第3 社会秩序の維持	75
第4 道路交通対策	75
第5 鉄道対策	77
第6 路線バス対策	78
第7 飲料水、電気、ガス、通信及び放送局等の対策	79
第8 生活必需品の確保	81
第9 金融対策	81
第10 郵政事業対策	81
第11 病院、診療所の措置	82
第12 小売店の措置	82
第13 緊急輸送	82
第14 帰宅困難者・滞留旅客対策	83
第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策	84
第1 道路	84
第2 河川	84
第3 不特定かつ多数の者が出入りする施設	84
第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	86
第5 工事中の建築物等に対する措置	86
第6節 他機関に対する応援要請	87
第1 防災関係機関に対する応援要請等	87
第2 自衛隊の災害派遣	88
第7節 市民のとるべき措置	89
第1 家庭においてとるべき措置	89
第2 職場においてとるべき措置	90

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の趣旨	93
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	93
第3節 防災訓練	93
第4節 関係者との連携協力の確保	94
第5節 防災教育及び広報	94

第1章 災害応急対策計画

第1節 活動態勢

■基本方針

- 市は、市域の災害応急対策を推進する中心的な組織として市災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、業務大綱等に基づく災害応急対策を円滑に実施するための活動態勢を確立する。
- 市及び各防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化することで災害応急対応が困難になる事象）の発生を考慮し、要員、資機材の配置等に備えるものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 市職員の動員・配備	各班
第2 市災害対策本部の設置・運営	各班
第3 防災関係機関の活動体制	各防災関係機関

第1 市職員の動員・配備

1 配備態勢の判断

市は、地震が発生したとき、又は地震による被害が発生するおそれがある場合、次の配備基準による警戒・非常配備態勢をとる。

なお、各配備段階に動員する職員は、あらかじめ作成する非常配備編成表による。

■配備態勢の基準（地震）

配備態勢		判断基準	配備内容
警 戒 配 備 態 勢	警戒 第1	①市内で震度4を観測したとき。 ②東海地震調査情報（臨時）が発表されたとき。 ③状況により市民生活部長が必要と認めたとき。	災害情報の収集・連絡等を円滑に行い、災害対策本部の設置に備える態勢。
	警戒 第2	①市内で震度4を観測し、被害が発生したとき。 ②状況により市長が必要と認めたとき。	各種警戒活動の実施に備える態勢。これより高次の配備では災害対策本部を設置。
	警戒 第3	①市内で震度5弱を観測したとき。 ②状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。	各種警戒活動を円滑に実施する態勢。
非 常 配 備 態 勢	非常 第1	①市内で震度5強を観測したとき。 ②市内の複数の地区で被害が発生したとき。 ③状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。	各種災害応急対策活動を円滑に実施する態勢。
	非常 第2	①市内で震度6弱以上を観測したとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③市内に甚大な被害が発生したとき。 ④状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。	市の組織、機能のすべてを発揮してすべての災害応急対策活動を実施する態勢。

(注) 震度による場合は、自動配備とする。

第1章 災害応急対策計画

震度による自動配備以外の判断基準による場合は、以下の要領で配備態勢を決定する。

(1) 警戒第1配備

総務防災課長からの状況報告を踏まえ、市民生活部長が判断する。

(2) 警戒第2配備～非常第2配備

市民生部長（災対市民生活部長）又は総務防災課長（本部班長）からの状況報告を踏まえ、市長（本部長）が配備レベルを判断する。

ただし、市長が不在の場合は、①副市長（副本部長）、②教育長（副本部長）、③市民生活部長（災対市民生活部長）の順に代決する。

2 動員・参集

(1) 動員連絡、自主参集

ア 勤務時間内

秘書広報課長（情報班長）は、庁内放送及び各課長（各班長）に配備レベルを連絡する。

また、各部長（各災対部長）及び課長（各班長）は、所属職員にその旨を周知する。

イ 勤務時間外

市内の発表震度に応じた自動参集とし、震度の発表がない場合は体感した揺れや収集した情報によって市内の震度を職員自ら推定し、配備レベルを判断する。

また、市長の判断による場合は、秘書広報課長（情報班長）から各部長（各災対部長）及び課長（各班長）へ配備レベルを携帯電話等で連絡する。各部長（各災対部長）及び課長（各班長）は、あらかじめ定める組織内の非常連絡網により、所属の職員へ動員又は待機等の連絡を行う。

(2) 参集場所

勤務場所への参集を基本とするが、次の職員は震度5強以上の地震の場合にはあらかじめ指定された施設に参集するものとする。

ア 市長から「避難所直近職員」に指名された職員は、震度5強以上の場合、指定された避難所へ参集し、避難所の開設等の初動活動を行う。

イ 所属長から、勤務場所以外への参集を指名された職員は、指定された場所へ参集し、指定された活動を実施する。

(3) 参集時の留意事項

ア 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集できない場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長又は最寄りの市の施設の責任者等へ連絡する。

イ 作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、携帯電話、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等を携行とする。

ウ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(4) 参集報告

各課長（各班長）は所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて秘書広報課長（情報班長）に報告する。

秘書広報課長（情報班長）は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、市長（本部長）に報告する。

報告の時期は、市長（本部長）が特に指示した場合を除き、災害発生当日は1時間ごととする。

3 職員の服務

市職員は、配備、参集及び災害対策活動にあたって、以下の事項を遵守する。

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- エ 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- オ 現場に出動するときは、所定の腕章、名札等を着用する。
- カ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

4 職員の配置調整

各種災害応急対策業務の対応にあたる職員は非常配備編成表によるが、職員の配置に偏りがある場合は次の調整を行う。

(1) 部内の配置調整

各部長（各災対部長）は、部内の職員の参集状況等を踏まえ、また、被害状況や所管業務のニーズを考慮し、部内各班の職員の配置を調整する。この場合、市長（本部長）に速やかに報告する。

(2) 部門間の配置調整

各部長（各災対部長）は、他の部から職員の応援を求める場合、市長（本部長）に職員の臨時シフトを要請する。

ア 総務防災課長（本部班長）は、部長からの職員応援要請、被害状況及び各種災害対策のニーズ、各部各班の職員の参集・配置状況等の情報を踏まえ、シフト候補職員を選定し、本部長に提示する。

イ 本部長及び関係部長は、シフト候補職員を協議し、本部会議で決定する。

ウ 関係部長及び班長は、シフトが決定した職員にその旨を通知し、業務の引き継ぎを指示する。

第2 市災害対策本部の設置・運営

豊明市災害対策本部条例及び豊明市災害対策本部運営要綱に基づき、豊明市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）の設置、運営を行う。

1 市災対本部の設置等

(1) 設置の判断等

警戒第2以上の配備基準に該当する場合は、市災対本部を設置する。また、設置の決定は、配備態勢の決定方法に準ずる（第1の「1 配備態勢の判断」参照）。

(2) 設置・廃止の通知

市災対本部を設置又は廃止した場合、市（本部班）は県に報告し、また、防災会議の構成機関を始めとする防災関係機関への連絡、市民への広報を行う。

防災関係機関に通知する際は、必要に応じて市災対本部へ本部連絡員を派遣するよう要

第1章 災害応急対策計画

請する。

(3) 組織の編成

市災対本部の本部長、副本部長、本部員、本部事務局、部及び班を次のとおり編成する。

なお、部及び班の構成は、警戒配備又は非常配備の特性を考慮して段階的な編成とする。各部、各班の所掌事務は、豊明市災害対策本部運営要綱の災害対策業務分担表による。

■豊明市災害対策本部の組織構成

本部員会議	本 部 長	市長
	副 本 部 長	副市長、教育長
	本 部 員	各部長、議会事務局、消防長
	本部事務局	総務防災課、秘書広報課



各部	部の構成組織
警戒事務局部 ○市民生活部長 ○行政経営部長 ○議会事務局長	秘書広報課、企画政策課、財政課、出納室、議事課、監査委員事務局 ----- 総務防災課、市民協働課、税務課
警戒避難部 ○教育部長 ○健康福祉部長	市民課、高齢者福祉課、社会福祉課、児童福祉課、保険医療課、健康推進課、学校教育課、指導室、各学校職員(市費)、生涯学習課、図書館(出張所)
警戒経済建設部 ○経済建設部長	産業振興課、土木課、都市計画課、環境課
警戒消防部 ○消防長	消防総務課、消防署、消防団

各部	各班	班の構成組織
災対行政経営部 ○行政経営部長 ○会計管理者	情 報 班	秘書広報課、企画政策課
	会 計 班	財政課、出納室
災対市民生活部 ○市民生活部長 ○議会事務局長	本 部 班	総務防災課、市民協働課
	調 査 班	税務課
	市 民 班	市民課
	特 命 班	議事課、監査委員事務局
災対健康福祉部 ○健康福祉部長	高 齢 者 班	高齢者福祉課
	福 祉 班	社会福祉課
	児 童 班	児童福祉課
	医 療 防 疫 班	保険医療課、健康推進課
災対経済建設部 ○経済建設部長	物 流 班	産業振興課
	土 木 班	土木課
	下 水 道 ・ 住 宅 班	都市計画課
	環 境 班	環境課
災対教育部 ○教育部長	教 育 1 班	学校教育課、指導室、各学校職員(市費)
	教 育 2 班	生涯学習課、図書館(出張所)
災対消防部 ○消防長	消 防 本 部 班	消防総務課
	消 防 署 班	消防署
	消 防 団	消防団

- (注1) 各災対部(警戒部)において◎の付く者を部長、○の付く者を副部長とする。
- (注2) 各班の構成組織の最も左に記載の課の課長を班長とする。
- (注3) 各災対部の最上段に記載の班を各部の主管班とする。
- (注4) 各災対部長は各部の主管班から本部連絡員を指名し、本部員会議に派遣する。
- (4) 本部員会議室等の設営
本部員会議室等は市役所東館に開設する。ただし、被災等で使用できない場合は総合福祉会館等に設置する。
本部班長は、本部員会議室を設置した建物の正面玄関等に「豊明市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

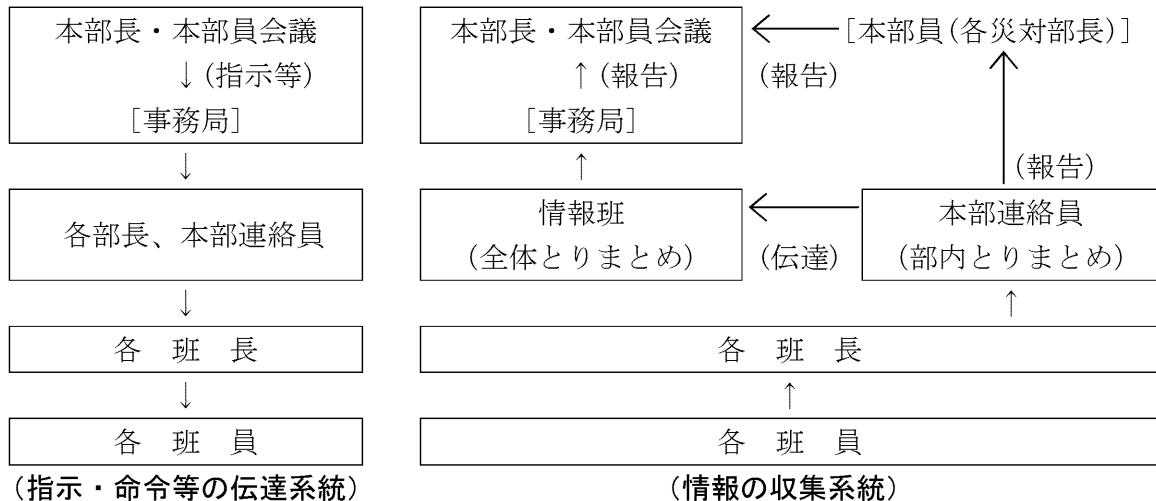
■本部員会議室等の設置予定場所

本 部 員 会 議 室	東館第6会議室
本 部 事 務 局 室	東館第6・第7会議室
本 部 連 絡 員 執 務 室	東館第4・第5会議室

2 市災対本部の運営

(1) 情報連絡系統

市災対本部内の情報伝達は次の系統で行う。伝達に当たっては、緊急の場合を除いて所定の様式をもって行う。



(2) 本部員会議

災害対策の基本方針及び重要事項等の決定、総合調整等を行うため、本部長は隨時本部員会議を開催する。

会議は本部長が議長を務め、本部事務局は本部員への連絡及び会議の庶務等を行う。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現場付近で総合的な応急対策の指揮をとる必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、現地本部長等を指名する。

3 災害救助法に基づく救助事務

本市に災害救助法が適用され、知事から同法に基づく救助事務が市長に委任された場合、又は災害救助法の適用が見込まれると市長（本部長）が判断した場合は、豊明市災害対策本部運

第1章 災害応急対策計画

當要綱の災害対策業務分担表に基づいて各種救助事務を分担し（次表参照）、当該事務を執行する。

各担当班は、愛知県災害救助法施行細則等の実施基準を踏まえて救助事務を施行するとともに、同法に基づく帳簿等を作成して会計班に提出する。

会計班は各種帳簿をとりまとめ、本部班を通じて県に報告する。

■災害救助法による各種救助事務の分担

救助事務	担当班
避難所の供与	高齢者班、福祉班、児童班、教育1班、教育2班
応急仮設住宅の供与	下水道・住宅班
炊き出しその他による食品の給与	物流班
飲料水の供給	物流班
生活必需品の給与又は貸与	物流班
医療及び助産	医療防疫班
被災者の救出	消防本部班、消防署班、消防団
被災住宅の応急修理	下水道・住宅班
生業に必要な資金の貸与	福祉班
学用品の給与	教育1班
埋葬	市民班
遺体の捜索	消防本部班、消防署班、消防団
遺体の処理	市民班
住居障害物の除去	下水道・住宅班
輸送及び賃金職員等の雇用	情報班、本部班

第3 防災関係機関の活動体制

1 組織及び活動体制

各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

2 勤務時間外における体制の整備

各防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第2節 通信運用

■基本方針

- 市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の重要通信の疎通を確保する。
- 迅速かつ的確に情報を収集・伝達するため、通常の通信手段のほか、衛星通信施設、電話施設の優先利用、放送事業者等への依頼等を行う。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 通信手段の確保	各班、各防災関係機関
第2 放送等の要請	本部班
第3 通信事業者等の応急措置	西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
第4 郵便業務の応急措置	日本郵便(株)

第1 通信手段の確保

市及び各防災関係機関は、保有する通信手段の保守、復旧及び代替手段の確保に努め、相互の通信機能を確保する。

1 通信手段の確保

各機関が保有する各種通信手段の使用の可否を確認し、支障がある場合は速やかな復旧に努める。

■主な通信手段

通信手段	主な通信区間
愛知県高度情報通信ネットワーク（無線電話）	市庁舎、消防本部、県庁、県出先事務所、他市町村、他消防本部、気象台、自衛隊、指定公共機関等
豊明市消防用無線	消防本部、消防署、消防分団、指令センター、消防車両
豊明市防災行政無線（移動系）	市庁舎、避難所、各区防災拠点、市内各所（車載、携帯）
災害時優先電話	市庁舎、防災関係機関
携帯電話	各所

2 代替通信手段の確保

保有する通信手段が使用不能となった場合は、電波法第52条による非常時の特例措置等を活用し、次の通信手段を確保する。

(1) 非常通信協議会の活用

東海地方非常通信協議会に加入する機関（警察等）に、非常通信の協力を要請する。

(2) その他の無線局等の活用

業務用移動無線利用事業者（タクシー事業者、運送事業者等）、職員や市内のアマチュア無線愛好家等に非常通信の協力を依頼する。

3 連絡窓口等

市各部及び各防災関係機関は連絡責任者を指名し、連絡窓口及び通信手段を管理する。また、連絡責任者は連絡窓口、通信手段、通信従事者を市（情報班）に報告する。

第2 放送等の要請

1 放送事業者への要請

市は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、中部ケーブルネットワーク（株）に協定に基づく災害放送を要請する。

また、県と協定を締結したNHK及び民放各社（※下記参照）に災害放送を依頼する場合は、県を通じて行う。

※県と協定した民放各社：中部日本放送（株）、東海ラジオ放送（株）、東海テレビ放送（株）、名古屋放送（株）、中京テレビ放送（株）、（株）エフエム愛知、テレビ愛知（株）、（株）エフエム名古屋

2 ポータルサイト・サーバ運営事業者への要請

災害により豊明市ホームページへのアクセスが集中してアクセスが困難となった場合は、ヤフー（株）に協定に基づくキャッシュサイトの構築等を要請する。

第3 通信事業者等の応急措置

1 西日本電信電話（株）における措置

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の応急復旧を行う。

また、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

2 （株）NTTドコモ及びKDDI（株）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

3 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合、可及的速やかに放送を再開する。

第4 郵便業務の応急措置

日本郵便（株）は、災害時に次の応急措置を講ずる。

（1）郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと

認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る次の災害特別事務取扱いを実施する。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第3節 情報の収集・伝達・広報等

■基本方針

- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資する。
- 市及び防災関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行う。
- 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報に努める。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 被災者の早期の生活再建を図るため、支援金等の支給及び税金や公共料金等の減免並びに各種貸付・融資などの手続きに必要となる罹災証明書を速やかな発行に努める。このため、罹災証明に必要な被害家屋調査の実施体制を計画的に整備する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 地震情報等の伝達	本部班、消防本部班、各防災関係機関
第2 被害状況等の収集・伝達	各班、各防災関係機関
第3 広報活動	本部班、情報班、各防災関係機関
第4 問い合わせ・相談等の対応	各班
第5 罹災証明、被災者台帳の作成等	調査班、情報班、市民班、消防本部班

第1 地震情報等の伝達

1 市の措置

地震が発生した場合、市（本部班）は、市内の震度計や愛知県震度情報ネットワークシステム等で各種地震情報を確認し、本部長及び関係者等に伝達する。

また、特別警報（震度6弱以上の緊急地震速報）が発表された場合は、緊急速報メール等を活用して直ちに市民等へ伝達し、警戒等を呼びかける。

■地震情報の種類と発表基準等

情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報	・予報：震度3またはマグニチュード3.5以上 ・警報：震度5弱以上 ・特別警報：震度6弱以上	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捕えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（豊明市は「愛知県西部」と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の震源やその規模を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

情報の種類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の震源やその規模を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)の分布を発表。

2 関係機関の措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、情報等の周知徹底を図る。

第2 被害状況等の収集・伝達

1 通報等の対応

(1) 通報等の受信

市（情報班）は、市民等からの通報受信体制を速やかに確立し、通報内容の記録、対応機関への伝達を行う。

(2) 異常現象の通報

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市長（本部長）又は警察官に通報する。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長（本部長）に通報する。

2 被害情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握・伝達

震度5強以上の地震が発生した場合、市及び各防災関係機関は、所管施設・地域等の被害状況を把握する。

ア 所管施設の点検等

市（各班）及び防災関係機関は、所管施設の被害の有無、使用可否等を点検する。

イ 各地区の被害状況把握

市（調査班）は、現地調査員を市内各地区に派遣し、地区ごとの被害の有無・規模及び人命救助等に必要な事項を直ちに情報収集して情報班に報告する。

また、市（本部班）は、各区長に行政区内の被害情報の収集を依頼する。

【地震直後に把握すべき主な事項】

- ① 火災（出火地点、延焼方向・範囲）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生箇所）

第1章 災害応急対策計画

- ④ 市民等の避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、浸水範囲）
- ⑦ 道路の被害・機能障害（橋梁・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所）
- ⑧ ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等）
- ⑨ 鉄道・バスの運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑩ 重要施設（庁舎、消防署、学校、病院等）、危険物施設等の被害
- ⑪ その他重大な被害

ウ 重要情報の報告等

市（各班）及び各防災関係機関は、緊急対応を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）を確認した場合は直ちに、その他の情報は随時、市本部（情報班）へ報告する。

また、重要情報（死者・重傷者の発生、堤防の決壊、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）については、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

なお、地上での確認が困難な場合は、ヘリコプターによる空中偵察等を市（本部班）が県等へ要請する。

エ 県派遣職員との連携

市内の通信手段の途絶等により市から県へ被害情報等を報告できないため、県から情報収集・連絡を行う職員が派遣された場合は、当該職員と連携して情報収集、連絡を行う。

（2）行方不明者情報の収集・伝達

市（市民班）は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

（3）被害調査

災害の危険が解消した段階で、市（各班）及び防災関係機関は、所管施設等の被害調査を行う。

（4）情報の整理・伝達

市（各班）及び各防災関係機関は収集・調査した情報を整理し、市（情報班）及び県（愛知県地域防災計画「被害情報の伝達要領」に基づく県の各担当部局）に伝達する。

■被害情報等の整理項目

種類	主な情報項目
被害情報	<ul style="list-style-type: none">① 収集途上等に収集した被害状況② 所管施設等の被害状況<ul style="list-style-type: none">・来所者、入所者、職員等の安否・施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否③ 災害対策に従事中の事故等④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置情報	<ul style="list-style-type: none">① 被害に対する応急対策の状況② 活動体制（収集者、勤務状況）③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請

種類	主な情報項目
要請 情報	① 建物、斜面等の応急危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資機材、車両等の確保、調達 ④ 広報

ア 情報伝達の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。また、2日目以後は、毎日定時に報告する。ただし、緊急情報、本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

イ 緊急の場合を除いて、文書（ファックス又はメール）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）の添付に努める。

ウ 情報の整理に当たっては、県防災情報システムの防災地理情報システムを活用し、地図情報の整理や関係機関との情報共有に努める。

(5) 関係機関相互の情報共有

各防災関係機関は、他機関が所管する被害情報を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

また、全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効活用するほか、必要に応じて愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については関係課）へ照会する。

3 県等への報告

市（本部班、消防本部班）は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に基づく県又は国への報告を適宜実施する。

(1) 即報

即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告し、以後、判明した事項を逐次報告するものとする。

なお、第一報に際して県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行う。

(2) 直接即報

一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。

この場合において消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告も、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(3) 確定報告

災害応急対策完了後15日以内に文書で県に確定報告を行う。

4 災害救助法に関する報告

市（本部班）は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する

第1章 災害応急対策計画

見込みがある場合は、直ちにその状況を県に報告する。

(1) 適用基準

人口が5万～10万人の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に災害救助法が適用される。

- ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が80世帯以上。
- イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上で、市の滅失世帯の数が40世帯以上。
- ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、被害家屋調査（第5「1 被害家屋調査」参照）による住家の全壊（全焼・流失）した世帯数を基準とする。

半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、次のとおり全壊に換算して行う。

- ア 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- イ 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

第3 広報活動

1 広報活動

市及び各防災関係機関は相互に連携して保有する広報手段を有効活用し、効果的な活動広報を実施する。

■市及び防災関係機関の主な広報事項

市	防災関係機関
① 災害発生状況	① 災害発生状況
② 災害応急対策の状況	② 道路情報
③ 交通状況	③ 公共交通機関の状況
④ 給食・給水実施状況	④ 電気・ガス・水道等公益事業施設状況
⑤ 衣料・生活必需品等供給状況	⑤ 給食・給水実施状況
⑥ 地域住民のとるべき措置	⑥ 衣料・生活必需品等供給状況
⑦ 避難の指示、勧告	⑦ 河川・橋梁等土木施設状況
⑧ その他必要事項	⑧ 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項 ⑨ ボランティアの募集

(1) 広報手段の確保

市（本部班、情報班）及び防災関係機関は、次の広報手段を活用して市民等へ効果的に情報を周知する。

【主な広報手段】

- ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- イ ケーブルテレビへの放送要請（C C N e t の協力等）
- ウ インターネットホームページへの掲示（市ホームページ等）
- エ インターネットポータルサイトサーバ運営事業者※のサイトへの掲示（Yahoo 等）
※災害対策基本法第 57 条の規定により、緊急を要する場合、県又は市が当該事業者に対してインターネットを利用した情報提供を要求できる。
- オ ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- カ 携帯電話（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール等）による情報提供
- キ 広報紙（広報とよあけ災害情報等）の配布等
- ク 広報車の巡回放送
- ケ 掲示板への貼紙（指定避難所等）
- コ その他広報手段（航空機による放送等）

(2) 広報の留意点

- ア 緊急かつ重要な情報については、即報手段（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール、豊明市災害情報ブログ、テレビ・ラジオ放送、広報車による巡回放送）を活用するとともに、緊急度や重要度が伝わるように実施する。
- イ 広報紙については、指定避難所等への掲示、区長・自主防災組織等を通じての在宅避難者への配布等に努める。また、ポルトガル語、英語、中国語等の外国語版の作成に努める。
- ウ ホームページに災害情報ページを開設し、最新の災害情報を掲示する。
- エ 市（情報班）は、必要に応じて各班及び防災関係機関から市民等へ提供すべき情報を収集し、広報記事を総合的にとりまとめる。

2 報道機関との連携

市及び各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を活用し、報道メディアを活用した広報に努める。

(1) 市の報道対応

報道機関への発表、質疑対応等は共同記者会見方式で行うこととし、市（情報班）は本庁舎内にプレスセンターを設置し、指定する日時に本部長、副本部長又は災対行政経営部長による会見を行う。

また、報道機関からの取材等の申し込み、問い合わせ等は、災対行政経営部長の指示に基づいて対応することを原則とし、職員等に周知徹底する。

(2) 放送事業者への要請

市（本部班）は、警報等を市民等に伝達するに当たって特別の必要がある場合には、災害対策基本法第 56 条により、基幹放送事業者（N H K、民放各社）に警報等の放送を要請する。

第4 問い合わせ・相談等の対応**1 被災者総合支援センターの設置・運営**

市（会計班）は、被災者からの問い合わせ、相談、各種被災者支援策の手続き等を総合的

第1章 災害応急対策計画

を行う必要があるときは被災者総合支援センターを設置する。

取り扱う分野は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 安否情報（家族の消息等） | ② 捜索依頼の受付け |
| ③ 罷災証明書の発行 | ④ 埋葬許可証の発行 |
| ⑤ 他各種証明書の発行 | ⑥ 仮設住宅の申し込み |
| ⑦ 住宅の応急修理の申し込み | ⑧ 他災害見舞金、義援金の申し込み |
| ⑨ 被災者生活再建支援金の申し込み | ⑩ 生活資金、営業資金等の相談等 |
| ⑪ 福祉、法律関係の相談 | ⑫ 職業のあっせん等の相談 |

ア 各分野の対応は、それぞれの分野を所管する班が担当することとし、市の関係各班は被災者総合支援センターに担当者を派遣する。

イ 被災者総合支援センターは本庁舎1階に設置する。ただし、本庁舎が使用不能な場合は他の公共施設に設置する。また、災害の状況等に応じて、出張所等への分散配置に努める。

2 安否情報の照会対応

市（市民班）は被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

(1) 安否情報の収集、管理

市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

(2) 安否照会の受付

市は、被災者総合支援センター等の相談窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

■安否照会者の確認事項

- | |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所 |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由 |

(3) 安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

■照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第5 罹災証明、被災者台帳の作成等

1 被害家屋調査

市（調査班、消防本部班）は、罹災証明書の発行に先立ち、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家の被害程度の判定調査を行う。また、調査結果から罹災台帳を作成する。

この場合、必要に応じて、（公社）愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、建築関係団体等の協力を得て円滑な実施に努めるものとする。

2 罹災証明書の発行

(1) 罹災証明書の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項の規定による地震等の災害により被害を受けた住家について、次の項目の証明を行う。

家屋の損壊等に関する証明項目	火災に関する証明項目
① 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	① 全焼、半焼、部分焼、ぼや
② 流失、床上浸水、床下浸水	② その他
③ その他	

(2) 罹災証明書の発行

市（調査班、消防本部班）は、広報及び罹災証明の対象となる家屋の所有者等への通知を行い、被災者総合支援センター（第4の「1 被災者総合支援センターの設置・運営」参照）等において受付、判定結果の説明、再調査の申請等を一括して行うよう努める。

3 被害届出証明書の発行

上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財並びに非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「被害届出証明書」を必要に応じて発行する。

市長（本部長）が特に必要と認める場合は、その状況や被災者が提出した証拠資料等を踏まえ、可能な範囲で被害の届け出があったことを証明するものとし、市（調査班）は、申請の受付、証明書の発行等の速やかな実施に努める。

4 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④（住民基本台帳に記載の）住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 世帯の構成

- ⑨ 罹災証明書の交付状況
- ⑩ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑪ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑫ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(1) 被災者台帳の作成

市（情報班）は、被災者への各種援護措置を実施する関係各班と連携し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報（次記参照）を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。

なお、災害救助法による救助（第1節 第2「3 災害救助法に基づく救助事務」参照）が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

■被災者台帳の作成に利用する主な情報

基本情報	① 住民基本台帳 ② 避難行動要支援者名簿 ③ 罹災台帳（被災家屋認定調査結果）
付加情報	① 罹災証明書発行記録 ② 被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録 ③ 各種税金・公共料金等の減免申請記録 ④ 応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録

(2) 被災者台帳の利用、提供

市（調査班）は、被災者への罹災証明書交付の際、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請にあたり、被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図されることを説明する。

なお、市以外の各種援護措置の実施機関（電力会社、ガス会社、N H K等）への被災者台帳掲載情報の提供について本人が情報提供することに同意する場合は、調査班はその申し出を受ける。また、情報班は、外部機関から情報提供の申請があった場合、本人同意の範囲内で被災者台帳掲載情報を当該機関に提供する。

第4節 応援協力・派遣要請

■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 応援協力	情報班、本部班
第2 自衛隊の災害派遣	本部班
第3 ボランティアの受入れ	福祉班、豊明市社会福祉協議会

第1 応援協力

1 知事等への応援要求

(1) 知事への応援要求
市長（本部長）は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定により知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他市町村への応急要求
市長（本部長）は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。
また、災害時の相互応援協定に基づき、協定を締結した市町村に対して応援を求める。

なお、県が市町村間の応援調整を行う場合は、県からの指示等に留意するものとする。

(3) 応援の受入れ
市（情報班）は県と連携して、応援隊等の宿泊や活動の拠点（候補地：農村環境改善センター）を確保する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態における措置

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣の要請

市長（本部長）は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(1) 依頼の手続き

市は、尾張方面本部（尾張県民事務所）を通じて知事に災害派遣要請を依頼する。

ただし、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に依頼し、できるだけ速やかに尾張方面本部へも連絡する。

また、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 自衛隊への状況通知

災害派遣を依頼した場合、市は、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じて通知する。

また、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

■災害派遣要請の担任地域等

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第10特科連隊長（豊川駐屯地司令）	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
航空自衛隊第1輸送航空隊指令（小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

2 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、次のとおりである。

■災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

項目	内 容
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他の	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 災害派遣部隊の受入れ

市は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が充分に達成されるように努める。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した際は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する（候補地：勅使グラウンド、代替候補地：中央公園、唐竹公園）。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

事前の準備	① ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。 ② ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。 ③ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。 ④ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練に協力する。
	① 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。 ② ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。 ③ 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。 ④ ヘリポート付近の住民に対してヘリコプターの離着陸等の広報を実施する。 ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整する。 ⑥ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

- (6) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。なお、負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び

第1章 災害応急対策計画

入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

4 撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に撤収を要請する。

第3 災害ボランティアの受入れ

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

(1) 一般ボランティアの募集等

大規模な災害が発生した場合、市（福祉班）及び豊明市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター（候補施設：総合福祉会館、勤労会館）を設置する。

また、ボランティア団体（とよあけ災害ボランティアネットワーク等）や県の広域ボランティア支援本部等と連携して、災害ボランティアコーディネーターを確保する。

災害ボランティアセンターでは一般の災害ボランティアの募集・受付、被災者からのボランティアニーズの受付及びボランティア活動のコーディネート等を行う。

(2) 専門ボランティアの受入

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市各班及び各防災関係機関が募集、受付等を行う。

2 災害ボランティアセンターとの連携・協力

(1) 市災対本部との連携

市（福祉班）は、市各班における災害ボランティアのニーズを把握、整理し、災害ボランティアセンターを通じて必要なボランティアの募集をかける。

(2) 活動拠点等の提供等

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティア活動に必要な施設、設備、資機材等を提供し、又は貸与する。

(3) 周辺市町村での災害時の対応

周辺市町村で被災した場合、本市においてもボランティアの受付体制をとるとともに、県災害ボランティアセンター及び被災市町村の災害ボランティアセンターと連絡調整の上、現地に派遣する。

第5節 救出・救助対策

■基本方針

- 市、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後に上空からの救急救助等が必要な場合は、県の防災ヘリコプターを活用する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 救出・救助	災対消防部、警察署
第2 防災ヘリコプターの活用	本部班、教育2班、消防本部班、消防署班

第1 救出・救助活動

1 市における措置

市（災対消防部）は、警察等と緊密な連携のもと要救助者の救出を行い、負傷者については、医療機関（医療救護所を含む。）に搬送する。

なお、自らの消防力ではこれらの活動が困難な場合は、広域的な消防応援の要請を行う。

- (1) 災害規模が市域又はその周辺域の場合等で、県内応援で対応できる場合は、愛知県消防広域応援基本計画に基づき必要な消防部隊の応援を要請する。
- (2) 災害規模が県内規模等で発生し、(1)の対応が困難な場合は、愛知県緊急消防援助隊受援計画に基づき消防部隊の応援を要請する。

2 警察署における措置

警察署は、市（災対消防部）と緊密な連携のもとで要救助者の救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

第2 防災ヘリコプターの活用

1 緊急出動要請

市（本部班、消防本部班）は防災ヘリコプターの応援を要請する場合、あらかじめ県（防災航空隊）に電話で次の事項を速報し、通報後、遅滞なく防災航空隊緊急出動要請書に判明している事項を記入し、FAXにて送信する。

- ア 災害の種別
- イ 航空機が行う支援活動の内容
- ウ 災害発生場所
- エ 災害発生場所の気象状態及び地形状況
- オ 離着場所の住所地及び地上支援の体制
- カ 指揮本部及び地上支援隊の無線呼出し名称
- キ その他必要な事項

2 臨時ヘリポートの設置

市（教育2班、消防署班）は、飛行場外離着陸場に選定された臨時ヘリポート（予定地：中央公園、勅使グラウンド、中京競馬場、花き市場、豊明中学校、唐竹公園）について、施設管理者の協力を得てヘリコプターの安全な離着陸環境を確保する。

確保の方法は、第4節 第2「3 災害派遣部隊の受入れ」に準ずる。

第6節 消防活動・危険性物質対策

■基本方針

- 大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより市民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による火災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害が及ばないように努め、必要に応じて情報提供、災害広報、避難誘導を実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 消防活動	災対消防部
第2 危険物施設対策	消防本部班、消防署班、危険物施設事業所
第3 毒物劇物取扱施設対策	消防本部班、消防署班、毒物劇物取扱事業所

第1 消防活動

1 消防本部、消防署の活動

市（消防本部班、消防署班）は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

また、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を軽減する。

大規模地震時の防御活動を円滑に実施するため、市は以下の要領を踏まえた大規模地震防御計画の整備に努めるものとする。

■大規模地震防御計画要領

- (1) 大規模地震防御の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生の規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

ア 火災が比較的小ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。

ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。
- (2) 計画の推進
 - ア 防御方針
 - (ア) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
 - (イ) 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に

防御する。

- (ア) 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保防御に当たる。
- (イ) 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保防御に当たる。
- (オ) 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- (カ) 高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- (キ) 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- (ク) 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

イ 重要対象物の指定

消防署長は、避難者の収容施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

ウ 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して予定する。

エ 避難地・避難路

避難地は市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防衛の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

オ 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

カ 部隊運用要領

(ア) 消防の組織

a 警防対策本部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に警防対策本部を、消防署に指揮本部を設置し、災害活動に専念する。

b 消防団本部の設置

消防団長は、消防本部に消防団本部を設置し、消防団の活動指揮を実施する。

(イ) 消防隊の部隊運用要領

a 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

b 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

キ 計画の検討

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討する。

2 広域消防応援の要請

広域的な消防部隊の応援を要請する必要がある場合、市（消防本部班）は「愛知県消防広域応援基本計画」又は「愛知県緊急消防援助隊受援計画」に基づく広域消防応援の要請を行う。

この場合、市（消防本部班）は県と連携して、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点（候補地：文化会館施設、駐車場）を確保する。

また、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

3 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用した延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備に努めておくものとする。

(1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 消防隊の応援

消防隊の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

(4) 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

第2 危険物施設対策

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

第1章 災害応急対策計画

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれがある場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 市における措置

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3 毒物劇物取扱施設対策

1 事業所の所有者、管理者又は占有者の措置

危険物施設対策に係る措置（第2「1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置」参照）のほか、次の措置を実施する。

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難を呼びかける。

2 市の措置

毒物劇物の流出事故が発生した場合、市は次の措置を講じる。

(1) 県への報告

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置の状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 事故処理の応援

災害の状況等により事故処理剤が不足する場合は、事故処理剤の確保、供給を県に要請する。

(3) 周辺住民の避難等

地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼし、不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を住民等に提供する。

第7節 医療救護・防疫・保健衛生対策

■基本方針

- 医療救護は、災害医療コーディネーター、医師会、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立に努める。
- 防疫措置は、生活環境の悪化、防御者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 医療救護	医療防疫班、東名古屋豊明市医師会、藤田保健衛生大学病院
第2 防疫・保健衛生	医療防疫班、環境班、情報班、県、各防災関係機関

第1 医療救護

1 市医療対策本部の設置等

(1) 市医療対策本部の設置

市内で震度6弱以上を観測した場合、市は保健センター内に市医療対策本部を設置し、災害時の医療救護に関する対策を統括し、推進する。

■市医療対策本部の主な機能

- ア 県（地域災害医療対策会議、瀬戸保健所を含む）、市対策本部（消防本部を含む）、医療関係機関（災害拠点病院、市医師会会員、市薬剤師会等を含む）との連絡、調整、応援要請
- イ 災害現場、避難所等における医療救護ニーズの把握
- ウ 収容医療機関の受入調整
- エ 医療救護所の選定、運用
- オ 医薬品、医療資機材、水、非常電源等の確保、医療救護所等への供給
- カ 医療救護班、医療ボランティア等の受入れ、派遣
- キ 災害の長期化対策（被災者の健康管理、メンタルヘルスケア、感染症対策、慢性疾患対策、医療機関の再開、透析患者対策など）

(2) 地域災害医療対策会議との連携

市医療対策本部及び災害拠点病院（藤田保健衛生大学病院）は、県が二次医療圏ごとに設置する地域災害医療対策会議に参画し、市内の医療ニーズや医療救護活動等を報告するとともに、関係機関と情報を共有し、必要に応じて医療救護班等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

なお、災害拠点病院は、市医療対策本部と連携して市の医療救護活動への支援に努める。

2 医療救護活動

市医療対策本部は、市、市医師会、市薬剤師会等と連携して拠点救護所の設置を行い、医療救護活動を実施する。

第1章 災害応急対策計画

(1) 医療救護所の機能と設置施設

医療救護所の機能は、次のとおりとする。

医療救護所の主な機能	① 傷病者のトリアージ ② 重傷者、中等症者の搬送指示 ③ 助産
医療救護所の優先設置箇所	① 前原外科・整形外科・小児科（緊急医療救護） ② みずのクリニック（透析施設） ③ 上記以外の医療機関（産婦人科（アキラレディスクリニック）及び精神科（藤田こころケアセンター等）は専門医療機関とする。）

(2) 医療救護班及び医療ボランティア等の受入れ

市外から応援派遣される医療救護班や医療ボランティア等を受入れ、救命救急の優先度の高いところから順次派遣する。

(3) 医薬品、衛生材料等の確保

医薬品、衛生材料等が不足する場合は、市薬剤師会、瀬戸保健所等に調達を要請する。

(4) 巡回診療

必要に応じて指定避難所に臨時救護所を設置し、医療救護班の巡回による避難者等の診療を実施する。

(5) 入院患者等の支援

医療機関が被災により医療を継続できない場合は、入院患者の受入調整を県に要請する。

3 傷病者の搬送、受入れ等

(1) 傷病者の搬送

救出現場等から医療救護所等への傷病者の搬送は、住民及び自主防災組織等が実施する。また、医療救護所等から収容医療機関への重傷者等の搬送は、市及び応援消防機関の救急車両を活用して行う。ただし、救急車両が手配できない場合は、県、災害拠点病院等に協力を要請する。

その他、道路の通行障害、遠隔地又はＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設：ステージングケアユニット）への搬送等については、県、県警察、自衛隊等へヘリコプターによる空輸を要請する。

(2) 患者の受入れ等

災害拠点病院（藤田保健衛生大学病院）は、重傷者等の受入拠点及び広域搬送の拠点としての機能を確保する。

第2 防疫・保健衛生

1 防疫活動

市（医療防疫班、環境班）は、県に準じて防疫組織を設け、次の措置を講じる。

(1) 防疫活動

ア 環境班は、県の指示、指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に係る消毒等を実施する。

イ 医療防疫班は、避難所の生活環境を把握し、衛生状態の保持に努める。

(2) 臨時予防接種の実施

知事から臨時予防接種の実施について指示を受けた場合、医療防疫班は、市医師会等と連携して実施する。

2 食品衛生指導

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について指導する。

4 栄養指導

市は県と連携して避難所等における炊き出しに際して栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

5 健康管理

市は県と連携して避難所等に保健師、栄養士等を必要に応じて配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師、栄養士等による巡回健康相談を行う。

また、要配慮者の健康状態に配慮し、必要に応じて福祉施設等への入所措置、介護職員等の派遣を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、避難所や被災地の状況を踏まえて避難所等への保健活動方針と方法を決定し、巡回健康相談や家庭訪問等を実施する。

また、県に状況を報告するとともに、情報提供や支援を求める。

(2) 長期避難者等への健康支援

市は、避難者の健康増進への支援、ストレスなどの心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、P T S D ・うつ病・アルコール依存症に対する精神保健福祉相談体制を必要に応じて確保し、専門機関への橋渡しを行う。

(3) 子供たちへの健康支援活動

市は、学校における児童・生徒の健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

また、県は、児童相談センターに相談窓口を設置する。

(4) 職員等災害対策活動従事者の健康管理

市及び各防災関係機関は、災害対策活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な

第1章 災害応急対策計画

勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

市（医療防疫班）は県と連携し、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、原則として水道水又はあらかじめ備蓄した飲料水を使用する。

8 動物の保護

県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

市は、これらの活動に協力する。

9 応援協力

市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をを行う。

また、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合は、他市町村や県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

第8節 地域安全・交通対策・緊急輸送対策

■基本方針

- 大震災発生時には、災害現場の混乱、人心の動搖等により不測の事案の発生が予測されるため、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。
- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。
- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を総動員するとともに、運送関係業者等の保有車両等を調達する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 地域安全対策	愛知警察署
第2 交通対策	消防本部班、愛知警察署、自衛隊
第3 緊急輸送道路等の確保	土木班、愛知警察署、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)
第4 緊急輸送手段の確保	本部班、各防災関係機関
第5 燃料の確保	本部班

第1 地域安全対策

警察署は、被災地の安全を確保するため次の措置を講じ、また、市はこれらの活動に積極的に協力する。

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 避難後の住宅密集地域、避難所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
- イ 防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

- ア 広報活動
被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。
- イ 相談活動
警察署に災害相談所を開設し、または避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

第1章 災害応急対策計画

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

第2 交通対策

1 警察の措置

県警察は、人命救助、災害の拡大防止のため必要がある場合は、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

(1) 緊急交通路の確保のための交通規制

緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

また、通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

■緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none">・緊急自動車・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none">・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

■交通規制の実施要領

分類	態様
初動対応	交通情報の収集 <ul style="list-style-type: none">・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整 <ul style="list-style-type: none">・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面 (大震災発生直後)	<ul style="list-style-type: none">・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則別記様式第2の標示を設置して行う。なお、信号機の減灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。
第二局面 (※)	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

※交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

(2) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(3) 高速道路等の交通規制

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し、緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(4) 通行支障車両の強制排除

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、レッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認

県公安委員会は、災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行う場合、関係者は次の措置を講じる。

ア 県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定による緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両の確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出する。

ウ 県又は県公安委員会は緊急通行車両を認定し、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

エ 県公安委員会は、規制除外車両に対する確認事務を行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 消防職員・自衛官の措置

派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。

その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を警察署長に直接又は警察本部（交通規制課経由）に通知する。

3 道路管理者との相互協力

車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関と緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行う。

また、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力して必要な対策を講ずる。

4 自動車運転者の措置

県警察は関係機関と連携し、自動車運転者に対して次の措置を講ずるよう呼びかける。

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒步で避難する。
 - ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
 - エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
 - オ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとる。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第3 緊急輸送道路等の確保

(1) 被害状況の把握

各道路管理者（土木班、尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路（株））及び警察署は、速やかに道路の点検巡視、被害調査・情報収集等を行い、通行可能な道路等の情報共有を行う。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

各道路管理者は相互に連携し、また、建設業協会等の協力を得て、緊急輸送道路指定路線を優先した通行障害物の除去、道路の応急復旧及び二次災害防止措置等を実施する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の5の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 情報の提供

各道路管理者及び警察署は、緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第4 緊急輸送

1 輸送機関における措置

鉄道事業者（名古屋鉄道（株））、自動車運送事業者（日本通運（株）、名鉄バス（株））、その他の輸送機関は、一般貨客の輸送に優先して災害輸送の実施に努める。

また、必要に応じて列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 輸送車両の確保・運用

市及び各防災関係機関は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用・調達計画等により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

市は、輸送車両等が不足する場合、愛知県トラック協会知多支部等へ輸送協力を要請する。さらに輸送手段が不足する場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

3 緊急通行車両の事前届出及び確認

災害対策基本法第76条による緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限が実施された場合は、県又は県公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、標章、証明書の交付を受けて当該車両の前面の見やすい部位に標章を表示する。

また、災害応急対策活動用車両として事前に届出済みの車両については、県公安委員会から速やかに標章等の交付を受ける。

4 指定公共機関等への運送要請

災害応急対策の実施のため緊急を要する場合は、災害対策基本法第86条の14及び第86条の18の規定を活用し、運送事業者である指定公共機関（日本通運（株）など）又は指定地方公共機関（名鉄バス（株）、愛知県トラック協会）への運送要請を県に依頼する。

この場合、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請する。

第5 燃料の確保

市は、公用車、応援車両等に必要な燃料について、愛知県石油商業組合名古屋第6地区に対して優先的に行うよう要請する。

また、市災対本部や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合にも燃料の供給を要請する。

さらに燃料が不足する場合は、県に応援を要請する。

第9節 浸水等二次災害対策

■基本方針

- 市及び防災関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊等により浸水し、又はそのおそれがある場合、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」に準じて実施する。
- 水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などを実施するにあたっては、市、消防、警察などが避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提として実施するものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 浸水対策	土木班、物流班、消防署班、消防団、県尾張建設事務所、県尾張農林水産事務所
第2 土砂災害対策	土木班、消防署班、消防団、県尾張建設事務所

第1 浸水対策

(1) 河川、ため池等の点検検査及び応急措置

市（土木班、物流班）及び県は、地震が発生した場合、管理する河川、ため池等の点検を行い、次の応急措置を講じる。

ア 被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所については速やかに応急復旧を行う。

イ 排水機場、水門等が沈下・変形等により運転や開閉操作等に支障がある場合は、施設の重要度を考慮し、また、専門業者への緊急連絡を行い、速やかに応急復旧等を行う。

ウ 堤防、水門、樋門等の漏水、溢水等がある場合は、状況に応じて可搬式ポンプ等による応急排水を実施する。可搬式ポンプが不足する場合は、必要に応じて県に貸与を要請する。

(2) 浸水対策

洪水のおそれがある場合、市（土木班、消防署班、消防団）は、豊明市水防計画に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況等を考慮して、適切かつ安全に行う。

第2 土砂災害対策

市（土木班、消防署班、消防団）は、県（尾張建設事務所）と連携して土砂災害危険箇所・区域の応急点検を行う。

また、亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設業協会等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート張りによる防護等を行う。

第10節 避難者・帰宅困難者対策

■基本方針

- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。
- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
- 帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難の勧告等	本部班、災対消防部、県、警察署、自衛隊
第2 避難所の開設等	教育1班、避難所直近職員
第3 在宅避難者の支援	本部班、物流班、医療防疫班
第4 要配慮者の支援	本部班、高齢者班、福祉班、児童班、豊明市社会福祉協議会
第5 帰宅困難者対策	本部班、事業所・学校等の管理者

第1 避難勧告等

1 避難の勧告等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難準備情報の発表、避難勧告又は避難指示の発令を行う。

(1) 避難勧告等の実施者

市長その他の避難勧告等の実施権者は、避難勧告等を発令し、又は解除する場合、相互にその状況等を連絡して情報を共有するものとする。

実施者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般 (避難準備情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	なし
市長	災害全般 (勧告・指示・屋内退避)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	災害全般 (勧告・指示)	市長が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
(災害派遣の) 自衛官	災害全般 (指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条

第1章 災害応急対策計画

実施者	種類	要件	根拠法令
知事、その命を受けた職員又は水防管理者(市長)	洪水 (指示)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(注) 種類の欄の「避難準備情報」、「(避難)勧告」、「(避難)指示」、「屋内待避(指示)」の意味は次のとおりである。

- 「避難準備情報」は、勧告や指示の発令が予想されるため、避難の準備や避難行動に時間を要する住民等の避難の開始を呼びかけるもの。
- 「避難勧告」は、避難対象地区からの立退きを勧めるもの(拘束力はない)。
- 「避難指示」は、危険が切迫しているために立退きを指図するもの(拘束力が強い。)
- 「屋内待避指示」は、立退きを行うとかえって危険となる場合に、屋内に留まって安全を確保することを指図するもの。

(2) 知事等への助言の要求

市長(本部長)は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 避難勧告等の内容

避難準備情報の発表、避難の勧告・指示の発令の際は、次の点を明示する。

- | | | |
|------------|-------------|--------|
| ① 避難対象地区 | ② 避難先 | ③ 避難経路 |
| ④ 避難勧告等の理由 | ⑤ その他の必要な事項 | |

2 警戒区域の設定

市長その他の警戒区域の設定権者は、警戒区域を設定し、又は解除する場合、相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の業務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
警察官	同上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法第63条
消防吏員 又は 消防団員	火災、 漏洩現場	(火災、危険物等の漏えい現場等で)火災が発生し、又は火災が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき	消防法第28条(第23条の2)
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	

設定権者	種類	要件	根拠法令
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	第21条

3 避難誘導

(1) 避難勧告等の周知

避難勧告等を行う場合、市（本部班、情報班）は豊明市メール配信サービス、緊急速報メール、Y a h o o 避難情報、豊明市防災情報ブログ、ケーブルテレビ（C C N e t）広報車の巡回放送等の広報手段（その他広報手段は、第3節 第3「1 広報活動」参照。）を活用し、その旨を速やかに対象地区の住民等に周知する。

(2) 避難誘導

ア 在宅者等の避難

市（消防団）は、区長、自主防災組織等と連携し、区・町内会等の単位での避難を呼びかけ、必要に応じて誘導員等の配置に努める。

避難行動要支援者については、第4 1 「(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導」により避難支援を行う。

イ 学校、病院等における避難

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者等の避難誘導を行う。

ウ 交通規制

警察署は、混雑や混乱等が予想される避難経路の交通規制や誘導員の配置に努める。

4 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾し、一時滞在用の公共施設等を提供する。

5 応援要請

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

第2 避難所の開設等

1 避難所の開設

市内で震度5強以上を観測した場合、又は本部長が必要と認めた場合、市は避難所を開設

第1章 災害応急対策計画

する。

(1) 避難所の開設

避難所直近職員は施設管理者（校長等）と連携し、避難所の開設及び初動運営にあたる。

勤務時間外の場合、市（教育1班）は避難所直近職員及び施設管理者（鍵の保有者）の参集状況等を確認し、未参集等の場合は速やかに避難所に職員を派遣して代行させる。

(2) 避難者の収容等

避難所直近職員等は、収容スペースを設定して区・町内会等の単位で避難者を収容する。なお、要配慮者には、利便性や居住環境のよいスペースの割り当てに努める。

(3) 市災対本部への報告等

避難所直近職員又は施設管理者は、避難所施設及び避難収容者等の状況について所定の様式を活用してとりまとめ、市災対本部（教育1班）へ速やかに報告する。

なお、施設の構造等に危険な状況があることが報告された場合は、応急危険度判定実施本部（第16節 第1「1 応急危険度判定実施体制の確保本部」参照）へ避難所の応急危険度判定を要請する。

2 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、次の点に留意して避難所を運営する。

(1) 避難所運営体制の確保

ア 避難所運営職員の編成

市（情報班）は、避難所運営にあたる市職員のストレス障害を防止するため、市の全職員を対象としたローテーション方式による避難所運営職員派遣計画をたてる。

イ 自治運営体制の確立

行政区の役員等で構成する避難所運営委員会と連携し、避難者による自治運営体制を確立する。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(2) 食料・物資等の供給

避難所運営職員は、避難者名簿等から食料、生活必需品等の必要量を市災対本部（物流班）に報告する。

また、避難所に供給された食料等は、避難所運営職員が受け入れた後、避難所運営委員会が各避難者へ配給する。

なお、食料の提供にあたっては食物アレルギーの避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。

(3) 生活環境の確保

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、防犯対策などを講じる。

また、避難者へ次の援護措置を要する場合は、県の災害協力協定を活用し、県を通じて生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請する。

ア 避難者の理容及び美容の提供

イ 被災者に対する入浴の提供

ウ 避難者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニング

(4) ペット同行避難者への対応

ア ペットの受入れは原則可能とするが、避難所において避難者同士の理解が得られない場合は、受入れないこととする。

イ ペットの管理責任は飼育者にあることを徹底する。

ウ ペットの受入れ状況を把握するとともに、必要に応じて行政等に支援を要請するため、「避難所ペット登録台帳」を作成する。

エ ペットの飼育場所については、避難者の健康及び避難所の衛生の保持を考慮したうえで、避難所運営委員会等で決定する。（例：自転車置き場、軒下、渡り廊下等）

オ ペットの飼育ルールを作成し、飼育者及び避難者への周知・徹底を図る。

(5) その他

緊急避難場所を兼用しない避難所については、大雨等で避難所が危険になる場合を想定した緊急避難場所等への円滑な避難誘導体制を確保する。

3 応援の確保等

避難所が不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、市自ら避難所の開設、運営等を行うことが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

第3 在宅避難者の支援

市は、市の避難所以外の自宅等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 本部班は、区長及び自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。
- (2) 物流班及び医療防疫班は、避難所等を各地区の在宅避難者への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。

第4 要配慮者の支援

1 高齢者、障害者等の支援

市（高齢者班、福祉班、児童班）は、区長、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援関係者と連携し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の避難等を支援する。

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

市は、避難支援関係者の協力を得て、避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難誘導を実施する。

ア 避難のための情報伝達

市は、豊明市メール配信サービス、緊急速報メール、ケーブルテレビ（C C N e t）、Y a h o o 避難情報、豊明市防災情報ブログ、一斉ファックス（各区長）、広報車など複数の手段を組み合わせ、避難行動要支援者及び避難支援関係者に警報及び避難勧告等の情報を速やかに伝達する。また、障がい者にはその障がいに配慮した手段を用いて情報を伝

達する。

イ 避難行動要支援者の避難支援、安否確認

避難支援関係者は、避難行動要支援者名簿や個別支援計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認、緊急避難場所・指定避難所等への避難誘導を行う。また、安否確認結果や避難先を、指定避難所の市職員等を通じて市に報告する。

市は、避難行動要支援者名簿の情報提供に不同意の者についても、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合、必要な限度で名簿情報を避難支援関係者に提供し、安否確認、避難誘導を要請する。

ウ 避難所における名簿情報等の有効活用

市は、避難行動要支援者名簿や個別支援計画を、避難行動要支援者の避難生活支援に有効利用するため、指定避難所の市職員に必要な限度で提供する。

指定避難所の市職員は、これらの名簿情報や個別支援計画を適正に管理する。

(2) 避難生活等の支援

市は、福祉関係者等と連携し、避難所生活、在宅避難等を送る要配慮者の状況把握や必要な福祉サービスの提供に努める。

ア 避難所・在宅避難等におけるニーズ把握とサービスの提供

市は、避難支援関係者、在宅介護サービス事業者、災害ボランティア等の協力を得て、要配慮者の生活状況や福祉ニーズを調査する。

また、市社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、避難所等の巡回による要配慮者への保健・福祉サービスの提供に努める。

イ 福祉避難所（要配慮者優先避難所・要配慮者専用避難所）の開設

市は、指定避難所や在宅での避難生活が困難な要配慮者のために福祉避難所を開設し、生活相談や介助等を行う。

(ア) 対象者の把握

市は、指定避難所や在宅避難の要配慮者の調査結果から、身体の状態、必要な介助の状況等を考慮し、福祉避難所へ収容すべき要配慮者と優先度を把握する。

(イ) 福祉避難所の開設、受入れ

市は、福祉避難所予定施設の被災状況、要配慮者の受入れ可能状況を確認し、施設管理者に福祉避難所の開設、受入れを要請する。

また、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護サービス事業者等と連携し、要配慮者の相談や介助にあたる人材（社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、ホームヘルパーなど）や必要な物資（介護用品、衛生用品、医薬品、生活用具など）等を確保する。人材や必要な物資等が不足する場合は、県に応援を要請する。

その他、福祉避難所への要配慮者の搬送は、同行する家族、避難支援関係者、福祉関係団体等へ要請するほか、必要に応じて福祉車両等を調達して実施する。

■福祉避難所の収容対象者・施設等

種類	収容対象者	収容施設	備考
要配慮者 専用避難所	特に優先度の高い 要介護高齢者	豊明苑、グループホームひびきの 家、グループホームぴいす、グル ープホーム、ファミリアおおく	

		て、豊明老人保健施設、豊明第2老人保健施設、ケアタウン豊明、勅使苑、くつかけホーム	
	特に優先度の高い障がい者	メイツ、ゆたか苑	
要配慮者 優先避難所	優先度の高い要介護高齢者	福祉体育館、各保育園	要配慮者の家族等によるケアが可能な場合は、家族等も同行とする。
	乳幼児、妊産婦	各保育園	
	障がい者	どんぐり学園	

(3) 社会福祉施設への緊急入所支援

市は、被災等により社会福祉施設への緊急入所を要する要配慮者について、市内の社会福祉施設及び県と連携して受入施設の確保に努める。

(4) 福祉サービスの継続

市及び市社会福祉協議会は、地域包括支援センター、在宅介護サービス事業者等と連携し、在宅避難や仮設住宅に入居する要配慮者への福祉サービスが継続されるように努める。

2 外国人の支援

市（本部班）は、市国際交流協会、県国際交流協会及び各種ボランティア団体と連携し、多言語による災害情報の発信、語学ボランティアの派遣等の支援を行う。

第5 帰宅困難者対策

1 県及び市の措置

(1) 一斉帰宅の抑制等

県及び市は、公共交通機関の運行停止により自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、「むやみに移動を開始しない」旨を広報して一斉帰宅の抑制を図る。

また、状況に応じて一時滞在施設を確保し（候補施設：南部公民館）、公共交通機関等と連携して駅前等の帰宅困難者を誘導する。

(2) 徒歩帰宅の支援

県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

また、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

2 事業所等における措置

企業、学校等の管理者は、通勤・通学者及び利用客等を施設内の安全な場所等に留まらせ、被災状況等を踏まえて一斉帰宅を控えることとする。

また、被害状況や交通機関の復旧状況、道路の渋滞及び交通規制などの情報を収集、通行及び道路の安全等が確保できた時点で順次帰宅措置をとることとする。

第11節 水・食料・生活必需品等の供給

■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努め、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

■対策の体系と実施機関

対策項目	実施主体
第1 給水	物流班、愛知中部水道企業団
第2 食料の供給	物流班
第3 生活必需品の供給	物流班
第4 救援物資等の募集、受入れ	物流班

第1 給水

(1) 給水需要の把握

市（物流班）は市内の断水状況を把握とともに、人命に関わる重要施設（病院、透析医療機関、医療救護所、社会福祉施設等）の給水需要を速やかに把握する。

(2) 給水源の確保

市は、愛知中部水道企業団と連携し、1人あたりの目標給水量（次表参照）を基準として給水源を確保する。また、市関係各班、関係機関に協力を要請し、耐震性貯水槽、受水槽、プール、井戸（協定によるフジパン（株）豊明工場など）等を補給水源として確保する。

なお、貯水槽等を飲料水として利用する場合は、保健所等の協力を得て飲用の適否を検査するほか、ろ水機等での処理や塩素剤による滅菌等を行う。

災害発生からの日数	目標水量(㍑/人・日)	住民の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100m 以内	同上
22日～28日	250(被災前給水量)	おおむね 10m 以内	仮配管からの給水共用栓

(愛知県地域防災計画より)

(3) 応急給水

災害発生直後は、人命に関わる重要施設（災害拠点病院、医療救護所、社会福祉施設等）への給水を優先する。また、避難者等には家庭備蓄の飲料水等の利用を促すほか、市の備蓄品や調達したペットボトルによる飲料水の提供に努める。

その後は、拠点給水方式（下記の実施要領参照）による給水を基本とし、断水区域が一部の区域に限られる場合は断水地区への給水車の巡回方式により行う。

水道の復旧が長期化する場合、愛知中部水道企業団は、指定水道工事店等の協力を得て仮配管等の措置を講じる。

■拠点給水方式の実施要領

- ア 応急給水所（拠点）は避難所を基本とし、水槽（ウォーターバルーン）を設置する。また、水道の復旧が長期化する場合は、公民館等公共施設全般、公園・運動場等に拡充する。
- イ 応急給水所への輸送手段は、市の車両のほか、協定団体((株)毛受建材、ヤマト運輸(株))、自主防災組織連合会、トラック協会等の協力を得てトラック等を確保する。
- ウ 給水資機材は、市の備蓄資材（水槽（ウォーターバルーン）、給水タンク、ポリタンク、小型水中ポンプ等）を使用するほか、愛知中部水道企業団の協力、「水道災害相互応援に関する覚書」による他市町村への応援等を要請して確保する。
- エ 応急給水所、配給時間、持参品（容器等）等を住民に周知する。
- オ 応急給水所では、避難所運営委員会等の協力を得て被災者が持参する容器に配給する。
- なお、自ら容器を持参できない場合は、行政区、自主防災組織等へ相互援助を要請するほか、必要に応じて市のポリタンクを貸与する。
- カ 飲料水の運搬が困難な要配慮者や中高層住宅の住民等については、行政区、自主防災組織、災害ボランティア等に、住宅への運搬支援等を要請する。

第2 食料の供給

1 食料需要の把握

市は、関係各班と連携して食料の供給対象者、必要な食料品等を把握する。

供給対象者は、「災害救助法による救助の程度及び方法」に規定された被災者（下記参照）のほか、災害応急対策従事者も含むものとする。

■災害救助法による食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が損害を受けて炊事のできない者
- ウ 住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者

2 食料の調達、搬送

(1) 調達

災害直後は、被災者の家庭内備蓄による持参品や市の備蓄食料を活用する。

それらの食料が不足する場合、市は協定団体等から下表の基準により食料を調達する。調達に当たっては、要配慮者、食物アレルギー患者等に配慮した食品を確保する。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に備蓄食品の放出依頼や食料調達の応援要請を行う。

■食料の供給基準

熱源の使用が 不可能な場合	第1段階	乾パン、ビスケットなど
	第2段階	パン、おにぎり、弁当など
熱源の使用が可能な場合		即席めん、レトルト食品、包装米飯など
高齢者や乳幼児等の食料		雑炊、粉ミルクなど

(2) 搬送

供給先の避難所等まで、調達先の業者等に要請する。ただし、調達先が輸送できない場合や搬送先が物資集積拠点までとなる場合は、災害協定の運送業者等に搬送を要請する。

3 食料の配布等

(1) 食料の配布

避難所等に搬送された食料は、避難所担当職員が受領した後、避難所運営委員会が被災者等に配布する。

(2) 炊き出し

市は、避難者からの要望等に応じて、避難所運営委員会、自衛隊、災害ボランティア等の協力を得て炊き出しを行う。

炊き出し用の食材、燃料及び調理器具等は、学校給食センター、協定団体等から調達する。

また、米穀の調達は「愛知県応急米穀取扱要領」に基づいて県に要請し、連絡がつかない場合は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省（生産局長）に政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

(3) 食物アレルギーへの配慮

原材料表示や献立表の掲示等を行うなど、食物アレルギーに配慮する。

第3 生活必需品の供給

1 需要の把握

市は、関係各班等と連携して、生活必需品の供給対象者、必要な品目等を把握する。

供給対象者は、「災害救助法による救助の程度及び方法」に規定された被災者（下記参考）を基準とする。

■災害救助法による生活必需品の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった者を含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 生活必需品の調達、搬送

(1) 調達

災害直後は、被災者の家庭内備蓄による持参品や市の備蓄品を活用する。

それらの物資が不足する場合、市は協定団体等から生活必需品を調達する。調達に当たっては、女性や要配慮者等に配慮した物資を確保する。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に備蓄品の放出依頼や物資調達の応援要請を行う。

(2) 搬送

供給先の避難所まで、調達先の業者等に要請する。

ただし、調達先が輸送できない場合や搬送先が物資集積拠点までとなる場合は、災害協定の運送業者等に搬送を要請する。

3 生活必需品の配布

(1) 生活必需品の配布

避難所に搬送された物資は、避難所担当職員が受領した後、避難所運営委員会が被災者等に配布する。

(2) 女性等への配慮

女性用品等の配布に当たっては、女性から手渡しするなど配布方法に配慮する。

第4 救援物資等の募集・受入れ

1 救援物資の募集、要請

市は、被災者のニーズ、食品・生活必需品の不足状況等をふまえ、必要な物資等を広く募集する。

- (1) 必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）などを明らかにし、ホームページや報道機関等を活用して募集する。
- (2) 小口、混載の物資は、仕分け等の負担がかかるため、原則として企業、団体からの支援を受け入れることとする。
- (3) 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。

2 救援物資の受付

市は、物資提供の応募を受け付け、必要な時期に必要な物資等を供給するよう、応募者に要請する。

3 物資の集積・配送

避難所等へ直接供給できない場合は、物資集積拠点を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。また、指定(地方)公共機関及び協定企業（トランク協会、ヤマト運輸(株)等）の協力を得て避難所等へ搬送する。

各被災者等への配布は、生活必需品に準ずる。

第12節 環境汚染防止・廃棄物処理対策

■基本方針

- 有害物質による環境汚染の状況を把握し、速やかに被害拡大防止措置を講じる。
- 市と県が連携し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 環境汚染防止対策	環境班、県(環境部)
第2 廃棄物処理	環境班、東部知多衛生組合、県(環境部)

第1 環境汚染防止対策

市は、工場、事業所等の損壊等に伴う環境汚染、倒壊建築物の解体に伴う粉じん等の環境汚染に対して、被災状況を的確に把握して、適切な措置を講ずるよう県に要請するとともに、必要な協力をを行う。

1 環境汚染事故の把握

市及び防災関係機関は人命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがある環境汚染事故を把握した場合、速やかに県に通報する。

2 有害物質等事業者への指導

県は、環境汚染事故が発生した場合、保有する各事業所の有害物質等の情報を市及び関係機関へ提供する。

また、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対して汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

3 環境調査

県は、被災状況など必要に応じて有害物質による環境汚染状況を調査し、関係機関へ情報提供する。

第2 廃棄物処理

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、環境省の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）等を参考に、被災状況を踏まえて災害廃棄物の発生量を推定する。

また、東部知多衛生組合及び同組合の構成市町（大府市、東浦町、阿久比町）と協議して災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の計画的な処理及び進捗管理に努める。

なお、処理期間については、仮置場への搬出までを1年以内、最終処分までを2年以内を目標として目標を設定する。

2 処理体制の確立

市及び東部知多衛生組合は、災害廃棄物を円滑に処理するため、収集運搬器材、仮置場、処理・処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。

がれきの処理については、選別・保管のできる仮置場（候補地：終末処理場跡地）を確保するとともに、最終処分までの処理体制を確立する。

また、解体現場における分別を促進してリサイクルに努めるとともに、フロン使用機器については適切に回収する。

県は、アスベスト含有廃棄物の飛散防止措置を講ずるよう指導するほか、産業廃棄物の処理について事業者への適切な措置を指導する。

3 し尿・ごみの収集・運搬、処分

被災状況を考慮して緊急を要する地区からし尿・ごみの収集・運搬を実施する。

し尿はし尿処理施設等への投入処分とし、ごみは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは埋立処分とする。これらの収集・運搬、処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づくとともに、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱（環境省）等を活用して実施する。

4 トイレ対策

下水道及び集落排水の被災地区では水洗トイレの使用を中止し、し尿の推定排出量及び施設の復旧状況に応じたトイレ対策を講じる。

(1) 避難者対策

避難所等に備蓄している簡易トイレを活用するほか、市内の建設業者やリース会社等からの調達等により、仮設トイレや災害用トイレ（固液分離方式が望ましい。）を確保して避難所に配置する。

(2) 在宅者対策

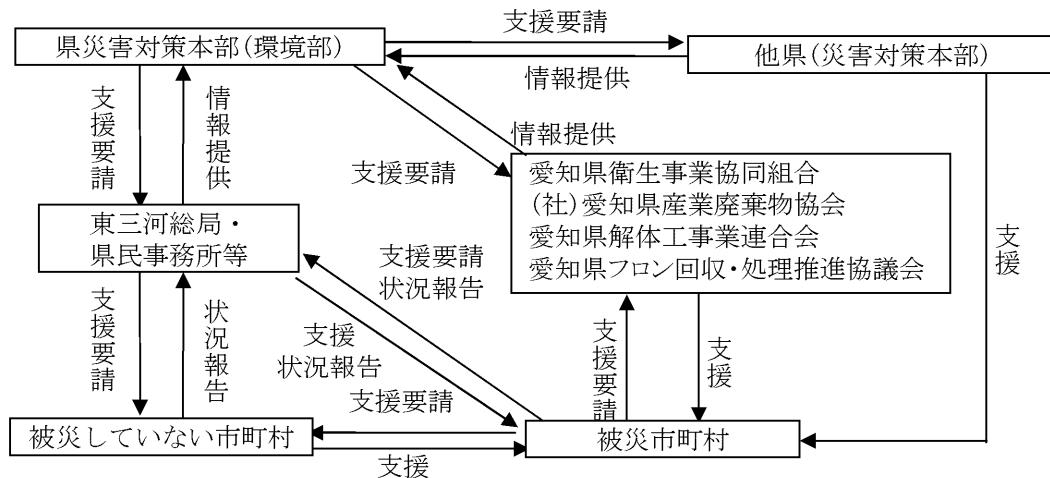
市は、凝固型の非常用トイレや避難所等のトイレを使用するよう市民に呼びかける。

市及び東部知多衛生組合は、非常用トイレ等のし尿をごみとして回収することを検討し、可能な場合は排出場所等を指定して市民に排出方法を広報する。

5 応援要請

市及び東部知多衛生組合は、自区内での処理が困難な場合には、県内他市町村と締結した「一般廃棄物に係る災害相互応援協定」、県が関係団体と締結した「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」及び「災害時等におけるフロン類の回収に関する協定」等を活用し、県、他市町村及び関係団体等からの応援を確保する。

■災害時の支援体制



第13節 遺体の取扱い

■基本方針

- 周囲の状況から災害により死亡したと思われる者を速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後に埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 遺体の搜索・収容	市民班、愛知警察署
第2 遺体の収容等	市民班、愛知警察署
第3 遺体の埋火葬	市民班

災害救助法が適用される可能性がある場合、市は関係機関と連携し、同法の実施基準により遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。

第1 遺体の搜索

市（市民班）は、県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施し、遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視を得た後、速やかに収容する。

検視を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容する。

遺体の搜索・収容が困難な場合は、他市町村又は県に応援を要求する。

第2 遺体の処理

市（市民班）は、次の措置を講じる。

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別に相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため速やかに埋火葬ができない場合等には、葬祭業者に協力を要請して遺体安置所（候補施設：災害協定による葬祭業者の施設等）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達して遺体を一時保存する。

(2) 遺体の検視及び検案

警察と連携し、遺体安置所において警察官の検視及び医師の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡する。また、身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外から漂着し、身元が判明しない遺体は、行旅死亡人として取扱う。

(5) 応援要求

遺体の処理が困難な場合、市は他市町村又は県に応援を要求する。

第3 遺体の埋火葬

市（市民班）は、次の措置を講じる。

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

必要に応じて埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供する。

(6) 応援要求

遺体の埋火葬が困難な場合、市は他市町村又は県に応援を要求する。

第14節 交通施設の応急対策

■基本方針

- 災害対策のための要員及び資機材等の緊急輸送機能を迅速に確保し、緊急交通の円滑化を図るため、道路、鉄道等の交通施設を速やかな応急復旧に努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 道路施設対策	土木班、愛知警察署、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)
第2 鉄道施設対策	名古屋鉄道(株)

第1 道路施設対策

各道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視、道路情報システムの活用等により、道路の被害状況及び交通状況を速やかに把握し、他の道路管理者、警察、その他関係機関との情報共有を行う。

また、被災状況、緊急輸送道路の確保状況等を踏まえ、被災した道路、橋りょう等の緊急復旧、迂回路の確保等に努める。

各道路管理者による応急工事が困難な場合、県や国土交通省へ応援等を求める。

第2 鉄道施設対策

名古屋鉄道(株)は、災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに乗務員関係、駅関係、通信連絡関係の緊急対応措置の実施、並びに応急復旧活動の実施に努める。

第15節 ライフライン施設の応急対策

■基本方針

- 災害対策に必要不可欠な電力を確保するため、電力施設の応急復旧を迅速に実施する。
- ガスの漏洩等による火災、爆発等の二次災害を防止するため、被災地の状況を迅速かつ適格に把握して被災地域へのガスの供給停止を判断する。また、都市ガスの早期復旧を図るとともに、被災地域以外への都市ガスの継続供給に努める。
- 水道施設の被災により給水機能が停止した場合は、住民が必要とする最低限の給水機能を確保するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対し、速やかに応急措置を講じて機能回復を図る。特に排水機能の障害は住民生活や衛生状態の悪化を招くため、優先的に復旧を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 電力施設対策	中部電力(株)
第2 ガス施設対策	東邦瓦斯(株)、(一社)愛知県L Pガス協会
第3 上水道対策	愛知中部水道企業団
第4 下水道・集落排水施設対策	下水道・住宅班

第1 電力施設対策

中部電力(株)は、防災業務計画に基づいて下記の対策を実施し、感電等による二次災害の防止、災害対策拠点等を優先した電力の早期回復等に努める。

市は、災害情報の収集や消費者への電力に関する広報等に協力する。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 危険防止措置
- (4) 応急復旧
- (5) 要員、資機材等の確保
- (6) 広報活動
- (7) 広域応援

第2 ガス施設対策

東邦瓦斯(株)は防災業務計画に基づき、また、(一社)愛知県L Pガス協会は愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づいて下記の対策を実施し、ガスの漏洩等による二次災害の防止、災害対策拠点や病院等を優先したガスの早期復旧に努める。

市は、災害情報の収集や消費者へのガスに関する広報等に協力する。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報の収集
- (3) 緊急対応措置

- (4) 応援要請
- (5) 応急復旧
- (6) 広報活動

第3 上水道対策

愛知中部水道企業団は、被害施設を短期間に復旧するため、配水池から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

市は、災害情報の収集や消費者への上水道に関する広報等に協力する。

第4 下水道・農村集落家庭排水施設対策

市は、下水道施設や農村集落家庭排水施設の被害状況を速やかに把握し、次の応急対策を実施する。

1 応急復旧

(1) 管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

また、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に通常の処理機能への回復に努める。

2 応援の要請

他市町村との相互応援協定や県が中部10県4市と協定した「下水道事業災害時中部brook支援に関するルール」を活用し、広域的な応援体制を確保する。

第16節 住宅対策

■基本方針

- 応急危険度判定を速やかに実施し、また、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のため、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を速やかに実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	下水道・住宅班
第2 被災住宅等の調査	下水道・住宅班
第3 賃貸住宅等への一時入居	下水道・住宅班、県(建設部)、都市機構
第4 応急仮設住宅の建設	下水道・住宅班、県(建設部)
第5 被災住宅の応急修理	下水道・住宅班、県(建設部)
第6 住居障害物の除去	下水道・住宅班、県(建設部)

第1 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施体制の確保

市災害対策本部下に被災建築物応急又は被災宅地の危険度判定実施本部（以下「危険度判定本部」という。）を設置し、被災建築物応急又は被災宅地の危険度判定実施計画を作成する。

また、必要に応じて県の被災建築物応急又は被災宅地の危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

2 応急危険度判定活動の実施

危険度判定本部は、判定士、資機材等を確保し、被災建築物応急又は被災宅地の危険度判定活動を実施する。

第2 被災住宅等の調査

市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、住居障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要事項

第3 賃貸住宅等への一時入居

市は、県及び都市機構と連携し、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公営賃貸住宅等の空家を提供する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供住宅の確保に当たっては、地域の被災状況を考慮して選定する。

(2) 相談窓口の開設

被災状況により、被災者総合支援センター等に入居相談窓口を適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供することから、一定期間をもって終了する。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

(4) 使用料等の軽減措置

一時入居住宅の使用料等については、できる限りの軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

必要な戸数が不足する場合、県や関係団体等に協力を要請し、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅の確保、提供に努める。

第4 応急仮設住宅の建設

市は、災害救助法が適用された場合、家屋に被害を受けた被災者のための応急仮設住宅の建設を県に要請し、県と連携して次の措置を講じる。

1 応援協力の要請

県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たって、協定締結団体に協力を要請する。

2 建設用地の確保

県は、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に建設用地を選定する。なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

市は、あらかじめ選定した仮設住宅建設用地（中央公園、落合公園、唐竹公園）について、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておくものとする。

3 応急仮設住宅の設置

県は、愛知県災害救助法施行細則等の基準を踏まえ、建設業者からのリース又は買取りにより仮設住宅を設置する。

なお、状況により知事の事務の一部を市長が行うこととされた場合は、市が実施する。

4 入居者の選定

仮設住宅への入居者の選定は、県からの委託により市が行う。

入居対象者は、「災害救助法による救助の程度及び方法」に規定された被災者（下記参照）を基準とする。

■災害救助法による応急仮設住宅の入居対象者

- ① 家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
(例) 生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等、それらに準ずる者

市は、災害広報紙等で入居者の募集を広報し、被災者総合支援センター等で入居の申込みを受け付ける。選定にあたっては、要配慮者等に配慮して行う。

5 管理運営

応急仮設住宅の管理は、県からの委託により市が行う。

市は、被災者の一時的な居住場所を提供するための応急措置であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

入居期間は、「災害救助法による救助の程度及び方法」により原則2年以内とする。

第5 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、被災住宅について居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

市は、県からの委託により、被災住宅の応急修理に係る申請の受付（被災者総合支援センター等で受付）、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

第6 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合、市は県からの委託により、住宅の日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

市は、愛知県災害救助法施行細則等の基準を踏まえ、建築業者、土木業者等への請負契約により障害物の除去を行う。また、災害広報紙等で住居障害物除去の内容、対象者等を広報し、被災者総合支援センター等で申込みを受け付ける。

市が実施困難な場合は、他市町村又は県に応援を要求する。

第17節 応急教育・応急保育

■基本方針

- 災害のため平常の学校教育が困難となった場合は、教育施設及び教職員を確保して応急教育を実施するほか、被災した児童・生徒の学用品等を速やかに確保する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 園児・児童の安全確保	教育1班、児童班、保育園・学校管理者
第2 応急教育	教育1班、学校管理者
第3 学用品等の支給	教育1班
第4 応急保育	児童班、

第1 園児・児童の安全確保

保育園・小学校の管理者は、市と連携して災害時の園児・児童の安全確保に努める。

- (1) 児童が下校中などの場合は、児童クラブと連携して児童の安否を確認する。
- (2) 開校(園)時又は閉校(園)時にかかわらず、園児・児童の安否確認、施設の被害状況を把握し、市に報告する。
- (3) 園児・児童は、保護者へ引き渡すまで保育園、小学校等で保護する。また、あらゆる連絡手段をもって保護者への連絡、情報発信に努める。

第2 応急教育

1 応急教育の実施

市立小中学校、県立高校、私立学校の管理者は、市及び県と連携して災害時にも教育を継続するため次の措置を講じる。

なお、応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童・生徒、保護者等へ周知する。

- (1) 校舎等の被害が軽微な場合
速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。
- (2) 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合
使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。
なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等の利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。
- (3) 校舎等が全面的に使用困難な場合
市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。
- (4) 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合
他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。
- (5) 校舎等が集団避難施設となる場合
授業実施のための校舎等の確保は、(1)から(4)の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難生活との調整について市と協

第1章 災害応急対策計画

議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、施設の確保が困難な場合は、仮校舎を建設して授業等を実施する。

2 応援要請

(1) 市立学校

市（教育委員会）は、自ら応急教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

(2) 私立学校

自ら応急教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3 学用品等の支給

災害救助法が適用された場合、市は県からの委託により、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来たした児童及び生徒に対して教科書・学用品等の支給を行う。

なお、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について」（平成22年3月26日21教総第947号別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

また、市が自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

第4 応急保育

市は、保育園の被害状況を把握し、既存施設での保育ができない場合、臨時の保育スペースを確保する。

交通機関の被害等により通園に支障をきたす園児については、近隣の保育園への受入れに努める。また、災害により保育が困難となった乳幼児のため、通常の入園手続きを省略した緊急入園措置に努める。

第2章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が内閣総理大臣から発せられた場合に、地震発生までに地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。（地震発生後は、「第1章 地震災害応急対策計画」に定めるところにより対処する。）

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第1項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、総則・災害予防計画「第2章 災害予防計画」に定めるものとする。

第2 東海地震に関する情報

1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

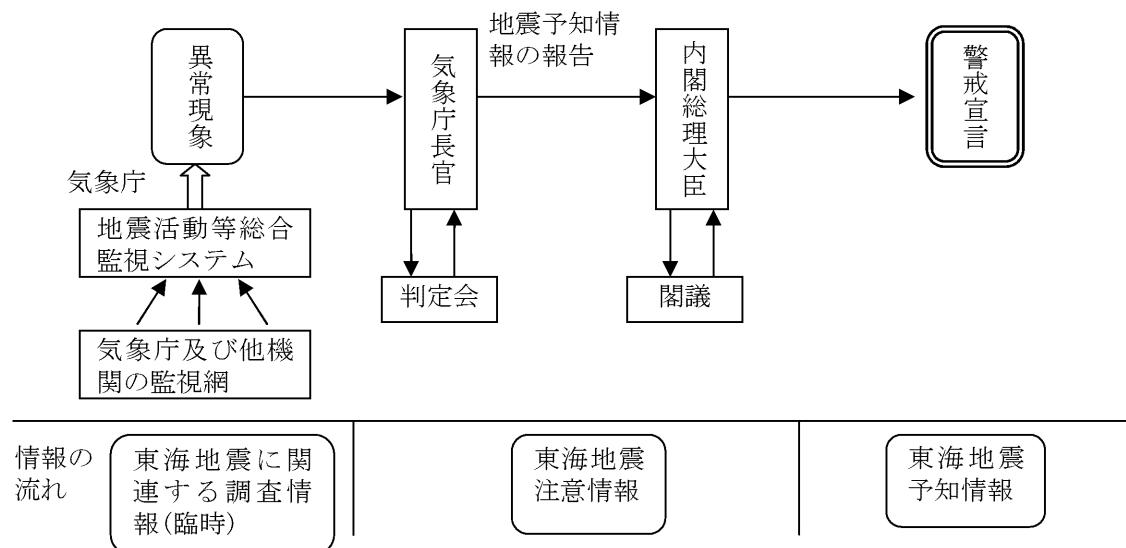
■東海地震に関連する情報

種類	内容等		主な防災対応等
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言 ・地震防災警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・準備行動の実施 ・市民への広報
東海地震に 関連する調 査情報 (カラ ー レベル青)	臨時	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、変化の原因についての調査の状況を発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制
	定期	毎月の定期の判定会で評価した調査結果を発表する。	(防災対応なし)

2 警戒宣言発令までの流れ

警戒宣言発令までの流れは、次のとおりである。

■警戒宣言発令までの流れ



第2節 地震災害警戒本部の設置等

■基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、担当職員の緊急参集等、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時の地震防災応急対策を円滑に実施できるように準備するものとする。
- 警戒宣言が発せられた場合、市及び防災関係機関は地震災害警戒本部等の対策組織を設置し、地震防災応急対策を総合的に実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）又は避難状況等に関する情報については、防災関係機関相互間及び各機関内部において確実に伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 地震災害警戒本部の設置等	各班、防災関係機関
第2 警戒宣言等の伝達等	各班
第3 警戒宣言発令時等の広報	本部班、情報班
第4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	本部班、情報班

第1 地震災害警戒本部の設置等

1 地震災害警戒本部の設置、廃止

市長は、東海地震注意情報が発せられた場合は、直ちに豊明市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。なお、災害対策基本法第23条第1項に基づく災害対策本部を設置した場合は警戒本部を廃止し、災害対策本部に移行する。

また、大震法第9条第3項に基づく警戒宣言の解除があったときは、警戒本部を廃止するものとする。

2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部は、大震法、大震法施行令、豊明市地震災害警戒本部条例及び豊明市地震災害警戒本部要領に定めるところにより組織を編成して運営する。

3 地震防災応急対策要員の参集

第1章 第1節 第1「1 配備態勢の判断」により、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合は警戒第1配備、東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合は、非常第2配備をとる。

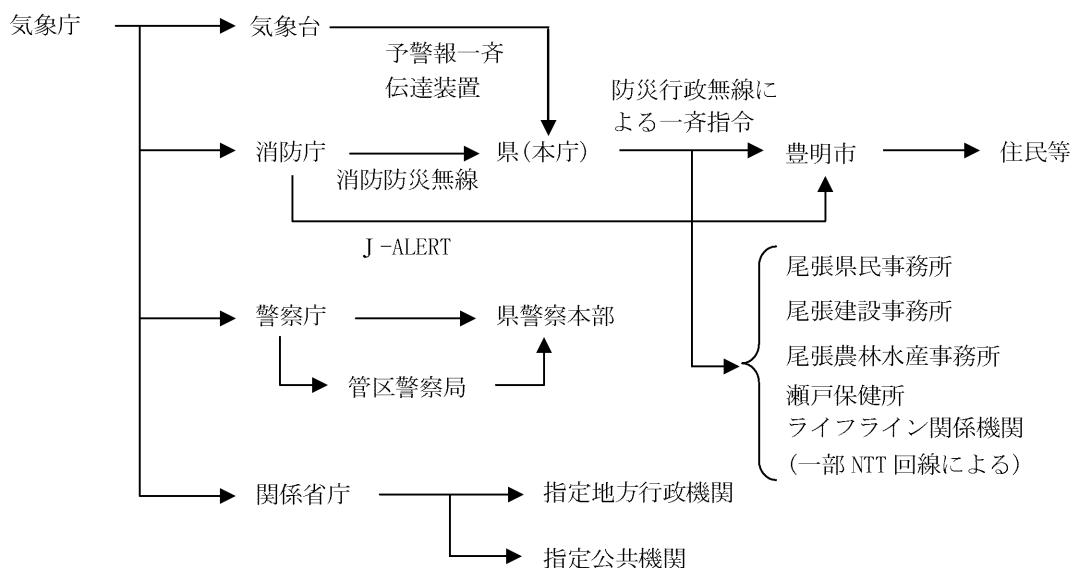
なお、市職員は、東海地震に関する情報が発表され、自らの配備レベルに該当する場合は、動員指令を待つことなく速やかに参集するように努める。

第2 警戒宣言等の伝達等

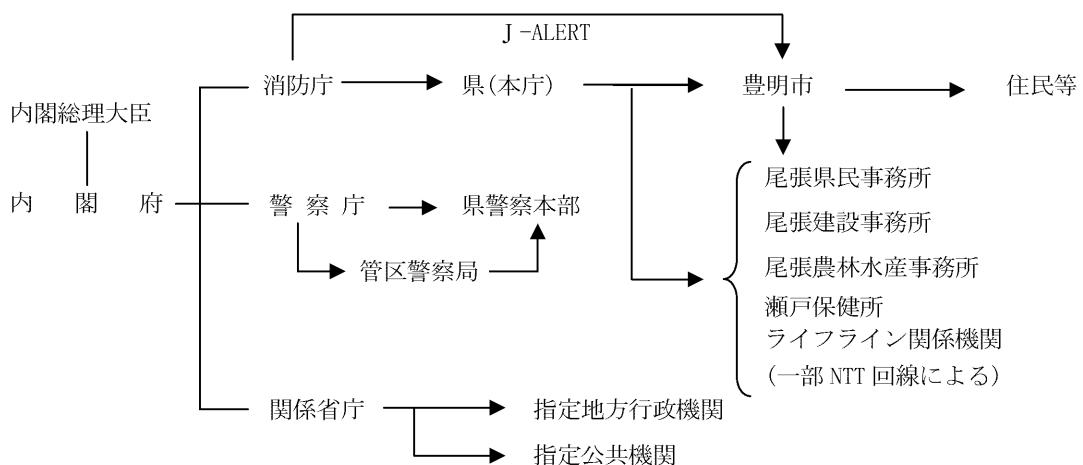
1 伝達系統

警戒宣言等の伝達経路は、次のとおりとする。なお、何らかの事情により通信が困難な場合は、第1章 第2節「第1 通信手段の確保」に定める非常通信を確保する。

- (1) 東海地震に関する情報（東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報）



- (2) 警戒宣言



2 市職員への伝達

市職員への伝達要領は、第1章 第1節 第1 2 「(1) 動員連絡、自主参集」に準ずる。

第3 警戒宣言発令時等の広報

1 広報内容

(1) 東海地震注意情報発表時

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 東海地震注意情報
- イ 社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- ウ 防災関係機関の準備行動に関する情報
- エ 市長から市民への呼びかけ

(2) 警戒宣言発令時

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 地震予知情報の内容、特に震度及び津波の予想
- イ 社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- ウ 市長から市民への呼びかけ
- エ 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- オ ライフラインに関する情報
- カ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- キ 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- ク 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ケ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- コ 金融機関が講じた措置に関する情報
- サ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

2 広報手段等

広報手段は、第1章 第3節「第3 広報活動」によるものとし、サイレン等による場合は必要に応じて地震防災信号（下記）を利用する。

■地震防災信号

警鐘	サイレン	
(5点)	吹鳴 (約45秒)	休止 (約15秒)
●—●—●—●—●		-----
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統

避難状況等に関する情報は、市がとりまとめ、方面本部（尾張県民事務所）を通じて県に報告する。

2 報告事項及び時期

- (1) 市は警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(速報用)(様式1)」により県に報告する。報告事項は、次のとおりとする。
 - ア 東海地震予知情報の伝達
 - イ 地域住民の避難状況
 - ウ 消防・浸水対策活動
 - エ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
 - オ 施設・設備の整備及び点検
 - カ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
 - キ 食料、生活必需品、医薬品等の確保
 - ク 緊急輸送の確保
 - ケ 地震災害警戒本部の設置
 - コ 対策要員の確保
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとする。報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

報告事項	ア 避難の経過(「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」) イ 避難の完了(「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」) ウ 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示 エ 消防・水防その他応急措置 オ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護 カ 施設・設備の整備及び点検 キ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 ク 緊急輸送の確保 ケ 食料、医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備 コ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置
報告時期	ア 危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。 イ 避難に係る措置が完了した後速やかに。 ウ～コ それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次

第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■基本方針

○市及び防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 食料、医薬品、住宅等の確保	物流班、医療防疫班、下水道・住宅班
第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	医療防疫班、環境班、土木班、消防署班、消防団、東部知多衛生組合、愛知中部水道企業団、名古屋鉄道(株)、中部電力(株)、東邦瓦斯(株)、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)

第1 食料、医薬品、住宅等の確保

1 食料の確保

市（物流班）は、警戒宣言が発せられ、また、大規模地震が発生した場合に食料等の流通が停滞することを考慮し、協定団体等に主食、パン等を確保するよう協力を要請する。

2 医薬品等の確保

市（医療防疫班）は、発災後の医療活動用として医薬品等の確保に努めるものとする。警戒宣言が発せられた場合、市は、発災に備えて医薬品その他衛生材料の確保に努める。なお、血液、医薬品その他衛生材料の不足を生じたときは、県に要請する。

3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び住宅相談のため、関係機関・団体に協力要請を行う。市（下水道・住宅班）はこれに必要な協力をを行う。

第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市（土木班）は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市（土木班、消防署班、消防団）は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と

第2章 東海地震に関する事前対策

一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、必要な体制を整えるものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

市（環境班）及び東部知多衛生組合は、次の措置を講じる。

ア 一般廃棄物処理施設

地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼動できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市（医療防疫班）は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市（医療防疫班）は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

2 水道事業者の措置

愛知中部水道企業団は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

3 鉄道事業者の措置

名古屋鉄道（株）は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。
- (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 電力事業者の措置

中部電力（株）は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に地震警戒体制を発令し、地震警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 ガス事業者の措置

東邦瓦斯(株)は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 通信事業者の措置

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ及びKDDI(株)は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

また、あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとるものとする。

第4節 発災に備えた直前対策

■基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難対策等	本部班、物流班、高齢者班、福祉班、児童班、学校管理者
第2 消防、浸水等対策	土木班、災対消防部、水防施設の管理者
第3 社会秩序の維持	愛知警察署
第4 道路交通対策	土木班、県、県公安委員会、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)
第5 鉄道対策	名古屋鉄道(株)
第6 路線バス対策	名鉄バス(株)
第7 飲料水、電気、ガス、通信及び放送局等の対策	物流班、愛知中部水道企業団、中部電力(株)、東邦瓦斯(株)、(一社)愛知県LPGガス協会、西日本電信電話(株)、日本放送協会
第8 生活必需品の確保	物流班、県
第9 金融対策	県、東海財務局、日本銀行
第10 郵政事業対策	日本郵便(株)
第11 病院、診療所の措置	医療防疫班、東名古屋豊明市医師会
第12 小売店の措置	小売業者
第13 緊急輸送	本部班、教育2班、防災関係機関
第14 帰宅困難者・滞留旅客対策	本部班、事業者

第1 避難対策等

1 市における措置

(1) 避難対象地区の周知

市（本部班）は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示等の対象となるべきがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）について、警戒宣言発令時の避難勧告・指示等の対象地区として定め、対象地区的範囲、想定される危険の種類、避難地、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

なお、本市の避難対象地区は、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域とする。

(2) 避難の勧告等

市長（本部長）は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧

告又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に関する周知

市（物流班）は、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合、その旨を周知するものとする。

なお、警戒宣言の発令直後は、避難者が自ら家庭内備蓄等による食料等を持参して自助により対処することを原則とし、その旨を周知するものとする。

(4) 屋外における避難生活の運営

緊急避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案し、必要に応じて指定避難所等の屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が緊急避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区的居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市（高齢者班、福祉班、児童班）は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市が管理する施設については、収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、市（本部班）は外国人に対する情報伝達において、多言語、簡単な日本語による伝達に配慮するものとする。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市（本部班）は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

(8) 県への要請

市（本部班）は、避難や救護等の対策に関して次のような協力を求める必要がある場合は、県に対して要請する。

- ア 県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
- イ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- ウ 県が把握している物資等の供給のあっせん
- エ 県が備蓄している物資等の放出
- オ 給水車、ろ水機等の給水用資機材その他防災用資機材の配備

2 県警察における措置

(1) 避難の際ににおける警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、

第2章 東海地震に関する事前対策

若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 学校における措置

市立小中学校、県立高校、私立学校の管理者は、次の措置を講じる。

(1) 児童・生徒等の安全確保

児童・生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア　児童・生徒等が在校中には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ　児童・生徒等が登下校中には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ　児童・生徒等が在宅中には、休校として、児童・生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の検討

学校等においては、(1)の原則を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応の方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2 消防・浸水等対策

1 出火防止等対策

市（災対消防部）は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱の防止等に関する措置として、本計画及び市消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 火災、水災等の防御のための警戒

(3) がけ地崩壊危険地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保

(4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導

- (6) 地震防災応急計画の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備及び配備

2 浸水等対策

市（土木班、災対消防部）及び愛知県水防計画及び豊明市水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土のうの準備などの必要な対策を講ずる。

第3 社会秩序の維持

県警察（愛知警察署）は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

- (1) 混乱防止の措置
 - ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。
 - イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。
- (2) 不法事案に対する措置
 - ア 悪質商法等の生活経済事犯の予防及び取締りを行うものとする。
 - イ 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。
 - ウ その他混乱等に乘じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。
- (3) 避難に伴う措置
 - 避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。
- (4) 自主防災活動に対する支援
 - 区・町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援活動を行うものとする。

第4 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

- (1) 交通規制の基本方針
 - ア 一般道については、一般車両の強化地域内の走行は、極力抑制するとともに、強化地域への流入は、極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

第2章 東海地震に関する事前対策

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、愛知警察署は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

第1次規制として、所定の自動車専用道路各インターチェンジ及び所定の国道・県道各主要箇所において、一般車両に対し流入の制限等必要な規制を行う。

また、避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、第2次規制として、必要な交通規制の見直しを行う。

(ア) 第1次

強化地域においては、高速道路の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

強化地域周辺では、強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、主要箇所において必要な規制等を行う。

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

なお、豊明市周辺の広域交通規制道路（広域交通検問所）には、伊勢湾岸自動車道（湾岸弥富インター）、国道1号（豊橋市西八町交差点）、国道23号（名古屋市名四町交差点）がある。

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向以外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、「大震法」第24条並びに「道路交通法」第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線にあっても、現場広報及び指導を行い、極力走行を抑制し、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し、必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県又は県公安委員会は、県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認申請

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両等確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

2 県、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者（土木班、尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路（株））は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第5 鉄道対策

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言が発せられるまでは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

なお、名古屋鉄道（株）は次の措置を講じる。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

(ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

第2章 東海地震に関する事前対策

(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

(ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

(イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

(ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

(エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

(ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

(イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

(ア) 東海地震に関する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

(イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6 路線バス対策

名鉄バス(株)は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

(1) 運行路線にかかる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

(2) 東海地震注意情報が発表された又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。

(3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。

(4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。

(5) 乗客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

(6) 滞留乗客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置をとった旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7 飲料水、電気、ガス、通信及び放送局等の対策

1 水道事業者等の措置

市（物流班）及び愛知中部水道企業団は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、送水に努めるものとする。

2 電力事業者における措置

中部電力（株）は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びホームページを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業者における措置

東邦瓦斯（株）は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中止

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 LPガス協会における措置

警戒宣言が発令された場合、(一社)愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信会社における措置

西日本電信電話(株)は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、ホームページ、テレビ、ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び障害修理等の実施状況
- エ 西日本電信電話(株)の名古屋支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により、通信が著しく困難となつた場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報が発表された段階から、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。

なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報発表前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配意するものとする。

6 日本放送協会の措置

日本放送協会名古屋放送局は、次の措置を講じる。

(1) 防災組織の整備及び県・市等への協力

警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県や市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

地震予知情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本として、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

放送に当たっては、外国人、視覚障害者等にも配慮を行うよう努める。

第8 生活必需品の確保

市は国及び県と連携し、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

なお、平時から各家庭においては、警戒宣言発令時に市から食料や生活必需品等が原則として支給されないおそれがあることや地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分程度の飲料水、食料や生活必需品等を家庭内に常時備蓄しなければならないことの周知徹底に努めるものとする。

第9 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

また、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するよう要請する。

2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第10 郵政事業対策

日本郵便(株)は次の措置を講じる。

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。

(2) (1)により業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便

第2章 東海地震に関する事前対策

局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。
- (4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

第11 病院、診療所の措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院（藤田保健衛生大学病院）については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第12 小売店の措置

避難生活の維持のため、警戒宣言時においても、コンビニエンスストア等小売店舗について自ら安全性を確保できると判断した場合にはサービスを継続することができるものとする。警戒宣言直後は備蓄物資があると想定されるが、物資搬送に備え、安全な輸送の方法、ルート等をあらかじめ計画するとともに、コンビニエンスストア等の営業確保方策として、営業に必要な物資輸送のための車両を確保し、地震防災応急対策の実施状況を勘案しながら段階的に輸送を実施する。

第13 緊急輸送

1 市及び防災関係機関における措置

市（本部班、教育2班）及び防災関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

また、確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておくものとする。なお、警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲、輸送方針及び緊急輸送道路は、おおむね次のとおりとする。

(1) 輸送範囲

- ア 応急対策作業に従事する者
- イ 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- ウ 食料、飲料水、その他生活必需品
- エ 医薬品、衛生材料等

- オ 救援物資等
- カ 応急対策用資材及び機材
- キ その他必要な人員及び物資、機材

(2) 輸送方針

- ア 緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- イ 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において調整を行う。

(3) 緊急輸送道路

- 県指定の第1次及び第2次緊急輸送道路（総則・災害予防計画 第2章 第4節 第2 1
 (1) 「イ 緊急輸送道路の指定」参照）とする。

2 緊急輸送車両の事前届出及び確認

大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第4の1「(6) 緊急輸送車両の確認」による。

なお、大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第14 帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒步による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策

■基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 道路	土木班
第2 河川	土木班、物流班
第3 不特定かつ多数の者が出入りする施設	関係各班
第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	関係各班
第5 工事中の建築物等に対する措置	関係各班

第1 道路

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- (1) 広報車等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他の地震に関する情報及び運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。
なお、東海地震観測情報が発表された場合においても、広報車等により、その内容を伝達するものとする。
- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握をする。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中止等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡、確認を行う。
- (6) 愛知警察署、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2 河川

市は、管理河川の堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。

第3 不特定かつ多数の者が出入りする施設

不特定多数の市民等が利用する市庁舎、学校、福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 庁舎地震調査情報（臨時）等が発表された場合

府舎、市民が利用する施設においては、府舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震調査情報（臨時）等の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 庁舎

府舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、府舎からの退避を促す。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

(ア) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、府舎からの退避を誘導し、原則として、一般業務を停止し、府舎を閉庁する。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する

(2) その他の措置

府舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び应急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューターシステムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校

学校及び保育所等においては、第4節「3 学校における措置」に定めるところによる。

なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

3 福祉施設

福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発

せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- (1) 市の建物で、地震防災応急対策の実施上重要な建物の管理者は、第4節 第1「1 市における措置」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
- (2) 市は必要に応じて、屋内避難に使用する県有施設の活用について県へ協力を要請するものとする。
- (3) 本計画に定める避難所が置かれる県立豊明高等学校の管理者は、第4節「3 学校における措置」をとるとともに、市が行う避難場所・避難所及び救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備協力するものとする。

第5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中断するものとする。

第6節 他機関に対する応援要請

■基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 防災関係機関に対する応援要請等	本部班、県
第2 自衛隊の災害派遣	本部班

第1 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定による他市町村への応援要請に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

2 県における措置

(1) 知事の応援に関する指示

知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- ア 応援すべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(2) 連絡・受入れ体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

3 費用の負担方法

- (1) 他市町村から市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2　自衛隊の災害派遣

1　自衛隊の派遣要請

市長（本部長）は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県地震災害警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

- ア　派遣を要請する事由
- イ　派遣を要請する期間
- ウ　派遣を希望する区域
- エ　その他参考となるべき事項

2　関係部隊等との連絡調整

市（本部班）は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

3　経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受け入れ及び経費の負担区分については、第1章 第4節「第2　自衛隊の災害派遣」に準ずるものとする。

第7節 市民のとるべき措置

■基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民はそれぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。また、東海地震に関する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 家庭においてとるべき措置	市民
第2 職場においてとるべき措置	事業者

第1 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあっては、市の指示に従い、指定された避難地へ速やかに避難する。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。
また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておく。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備する。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、役割の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (5) 火の使用は自粛する（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとる。
- (7) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に溜めておく。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- (10) 万一のときの脱出口を確認する。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知ておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保する。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛する。

第2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとる。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (3) 火の使用は自粛する。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。
- (10) 近くの職場同士で協力し合う。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の趣旨

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、総則・災害予防計画「第2章 災害予防計画」によるものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 建築物、公共施設等の被害軽減

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。

- (1) 住宅
- (2) 公共建築物
- (3) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設
- (4) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

2 防災施設等の整備

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- (1) 消防施設、消防水利
- (2) 病院、社会福祉施設
- (3) 緊急輸送道路
- (4) 非常通信施設・設備

第3節 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を定期的に実施するよう努める。

訓練の方法等は、総則・災害予防計画 第2章 第2節「第1 防災訓練」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

第4節 関係者との連携協力の確保

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。

第5節 防災教育及び広報

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。
広報、教育の方法等は、総則・災害予防計画 第2章 第2節「第2 防災意識の啓発・広報」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や本市の実状に合わせて実施するものとする。